

# 日本はジェンダー後進国か？

2022年4月27日版  
山田太郎事務所 V7

---

# 続報！月曜日のたわわ問題 アンステレオタイプアライアンス規約

## アンステレオタイプアライアンス日本支部設立にあたっての機会と挑戦

### 機会

- 日本は米国、中国について世界第3位の規模の広告マーケットである。⇒変化のインパクト大
- 2019年世界経済フォーラムジェンダー平等ランキングで日本は153カ国中121位。先進国中で最下位。
- 広告におけるジェンダーに関するステレオタイプへの認識・感度は日本で高まっており、実際に批判を受け企業が広告を取り下げる事案がみられる。(炎上広告)

### 挑戦

- アンステレオタイプアライアンスという概念またはUN Women (国連女性機関) の日本での認知度の低さ
- UN Women (国連女性機関) 日本事務所の規模とアウトリーチの限界
- (新たな挑戦) COVID-19

GGI (2020)  
上位国及び主な国の順位

順位	国名	スコア
1	アイスランド	0.877
2	ノルウェー	0.842
3	フィンランド	0.832
4	スウェーデン	0.820
5	ニカラグア	0.804
6	ニュージーランド	0.799
7	アイルランド	0.798
8	スペイン	0.795
9	ルワンダ	0.791
10	ドイツ	0.787
15	フランス	0.781
19	カナダ	0.772
21	英国	0.767
53	米国	0.724
76	イタリア	0.707
81	ロシア	0.706
106	中国	0.676
108	韓国	0.672
121	日本	0.652

内閣府男女共同参画局サイトより引用

# 持続可能な開発目標 (SDGs)

## 持続可能な開発目標 (SDGs)

- 2015年9月の国連サミットで全会一致で採択。「**誰一人取り残さない**」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、2030年を年限とする**17の国際目標**。(その下に、169のターゲット、231の指標が決められている。)



- 普遍性** 先進国を含め、**全ての国が行動**
- 包摂性** 人間の安全保障の理念を反映し「**誰一人取り残さない**」
- 参画型** **全てのステークホルダーが役割を**
- 統合性** 社会・経済・環境に**統合的に取り組む**
- 透明性** **定期的にフォローアップ**

### 前身：ミレニアム開発目標 (Millennium Development Goals: MDGs)

- 2001年に国連で専門家間の議論を経て策定。2000年に採択された「国連ミレニアム宣言」と、1990年代の主要な国際会議で採択された国際開発目標を統合したもの。
- 発展途上国向けの開発目標として、2015年を期限とする8つの目標を設定。

(①貧困・飢餓、②初等教育、③女性、④乳幼児、⑤妊産婦、⑥疾病、⑦環境、⑧連帯)

- ✓ MDGsは一定の成果を達成。一方で、未達成の課題も残された。
  - 極度の貧困半減 (目標①) やHIV・マラリア対策 (同⑥) 等を達成。
  - × 乳幼児や妊産婦の死亡率削減 (同④、⑤) は未達成。サブサハラアフリカ等で達成に遅れ。



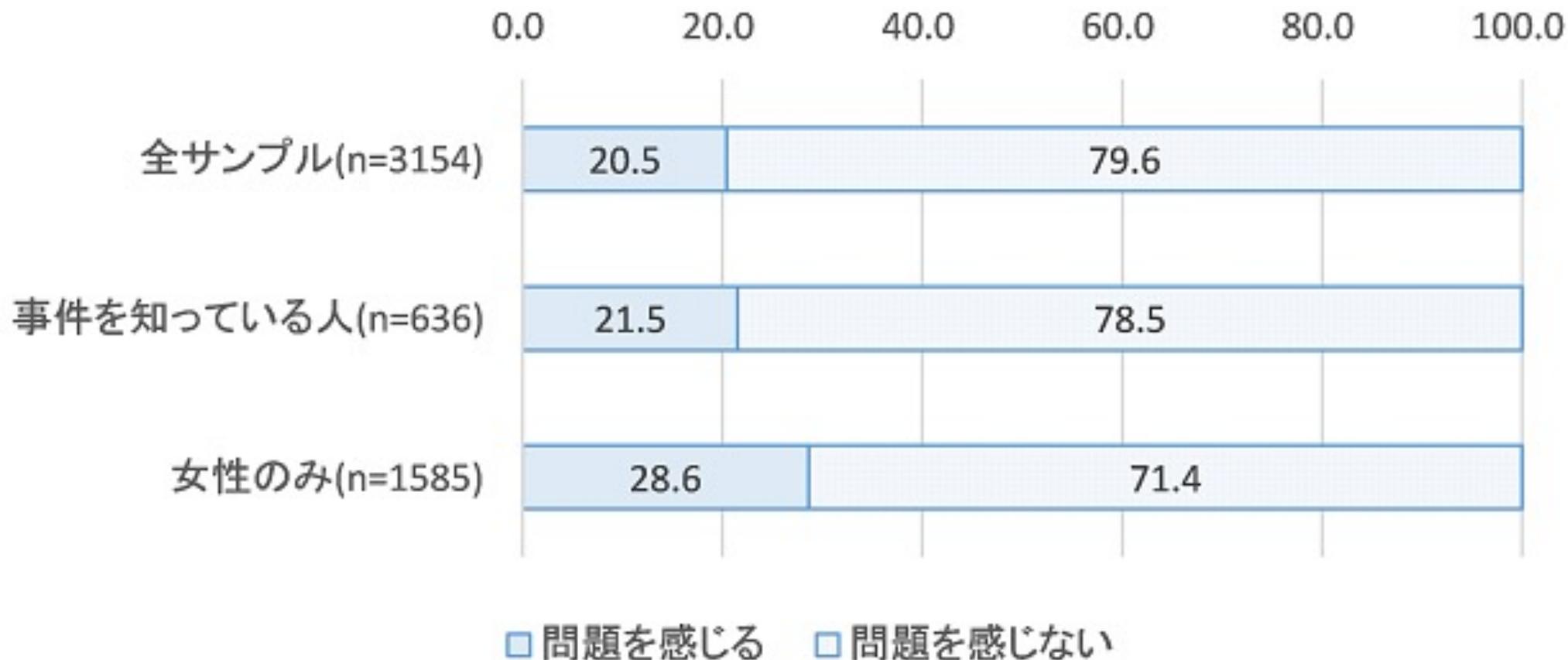
出典：外務省「持続可能な開発目標 (SDGs) 達成に向けて日本が果たす役割」  
[https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/sdgs/pdf/sdgs\\_gaiyou\\_2022\\_02.pdf](https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/sdgs/pdf/sdgs_gaiyou_2022_02.pdf)

- 5.1 あらゆる場所におけるすべての女性及び女児に対するあらゆる形態の差別を撤廃する。
- 5.2 人身売買や性的、その他の種類の搾取など、すべての女性及び女児に対する、公共・私的空間におけるあらゆる形態の暴力を排除する。
- 5.3 未成年者の結婚、早期結婚、強制結婚及び女性器切除など、あらゆる有害な慣行を撤廃する。
- 5.4 公共のサービス、インフラ及び社会保障政策の提供、ならびに各国の状況に応じた世帯・家族内における責任分担を通じて、無報酬の育児・介護や家事労働を認識・評価する。
- 5.5 政治、経済、公共分野でのあらゆるレベルの意思決定において、完全かつ効果的な女性の参画及び平等なリーダーシップの機会を確保する。
- 5.6 国際人口・開発会議（ICPD）の行動計画及び北京行動綱領、ならびにこれらの検証会議の成果文書に従い、性と生殖に関する健康及び権利への普遍的アクセスを確保する。
  - 5.a 女性に対し、経済的資源に対する同等の権利、ならびに各国法に従い、オーナーシップ及び土地その他の財産、金融サービス、相続財産、天然資源に対するアクセスを与えるための改革に着手する。
  - 5.b 女性のエンパワーメント促進のため、ICTをはじめとする実現技術の活用を強化する。
  - 5.c ジェンダー平等の促進、ならびにすべての女性及び女子のあらゆるレベルでのエンパワーメントのための適正な政策及び拘束力のある法規を導入・強化する。

# 月曜日のたわわ問題

## サーベロイド社 ウェブモニター調査

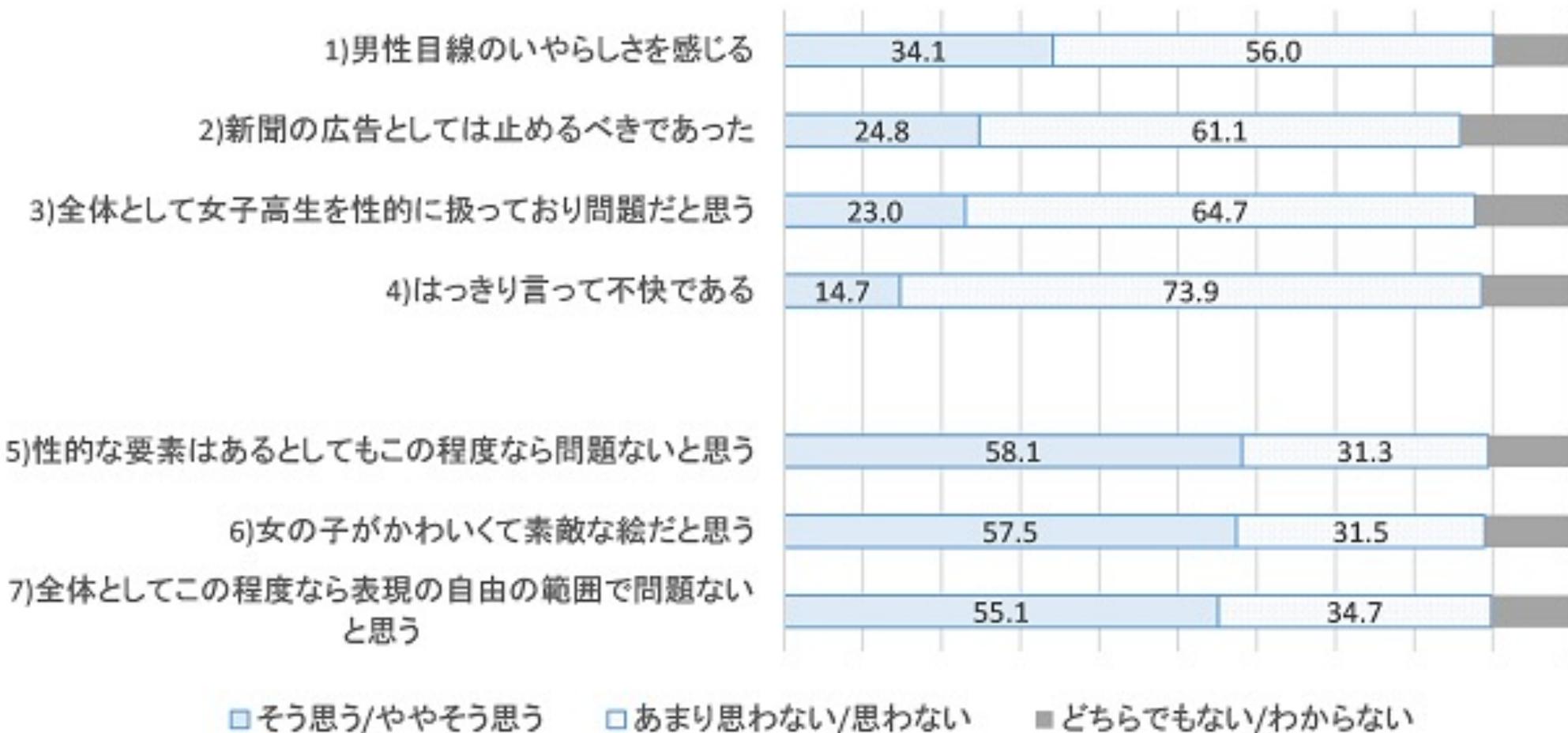
## 日経新聞に載った広告に問題を感じるか



# ウェブモニター調査（2022年4月14日、サンプル3154人）：図2

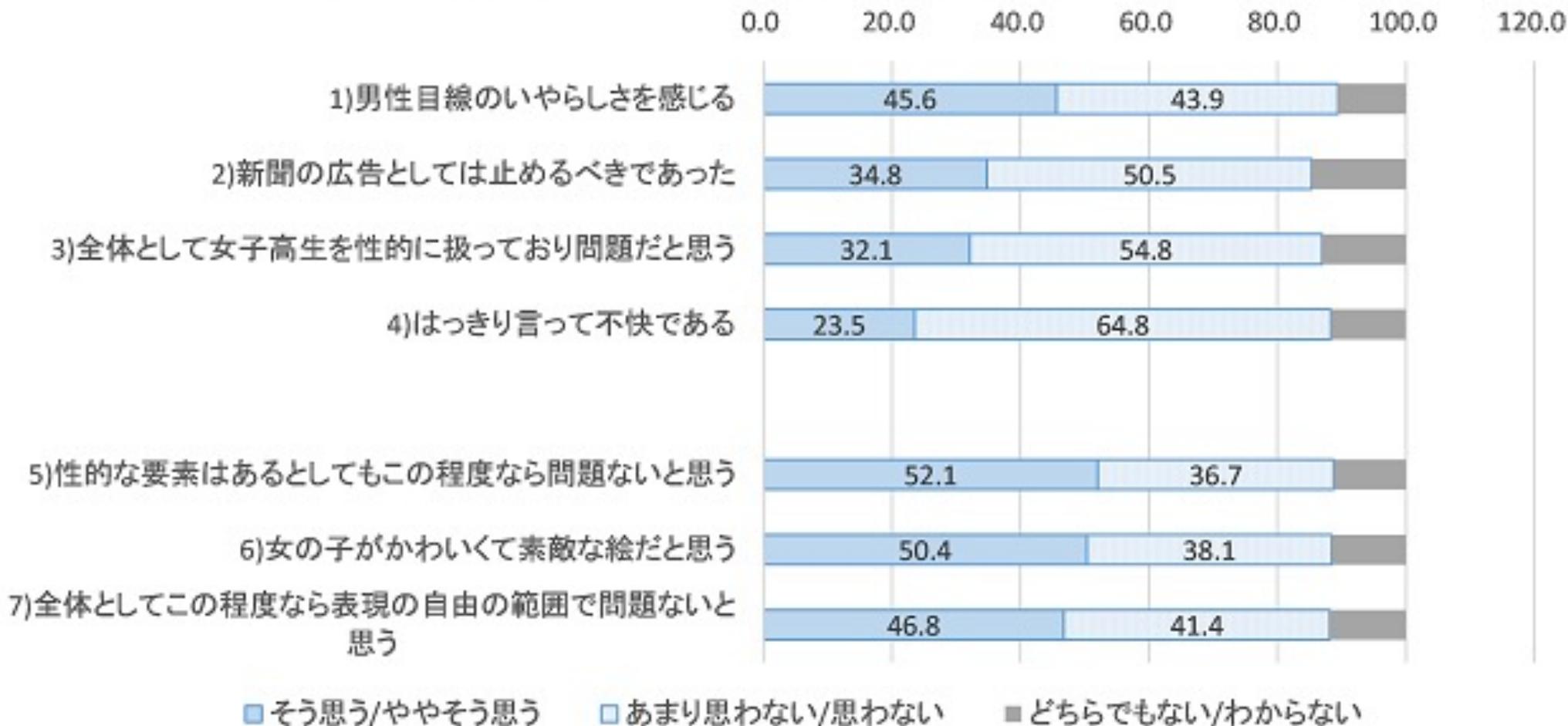
「月曜日のたわわ」広告についての以下の意見に賛同するか(n=3154)

0.0 10.0 20.0 30.0 40.0 50.0 60.0 70.0 80.0 90.0 100.0

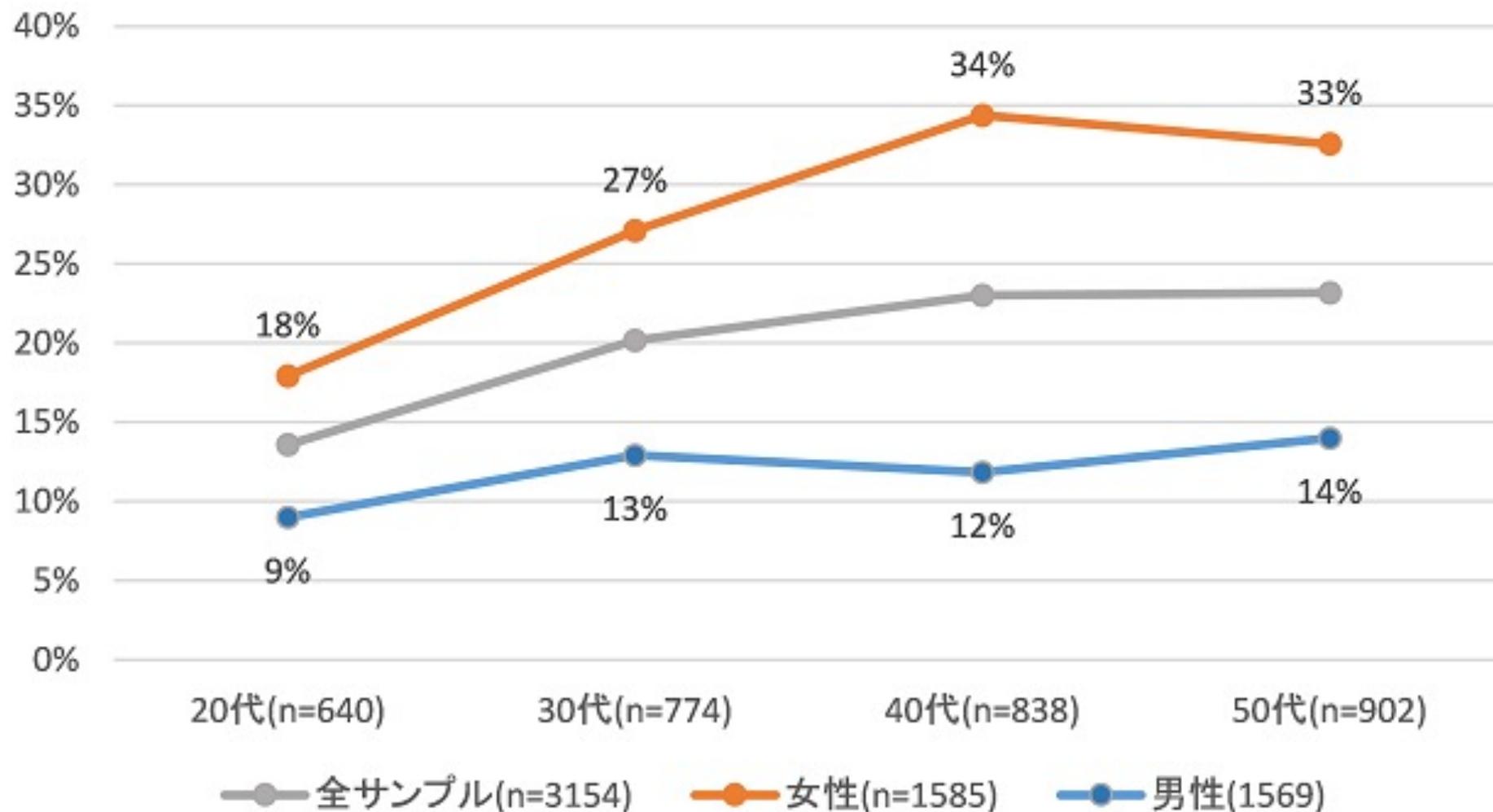


# ウェブモニター調査（2022年4月14日、サンプル3154人）：図3

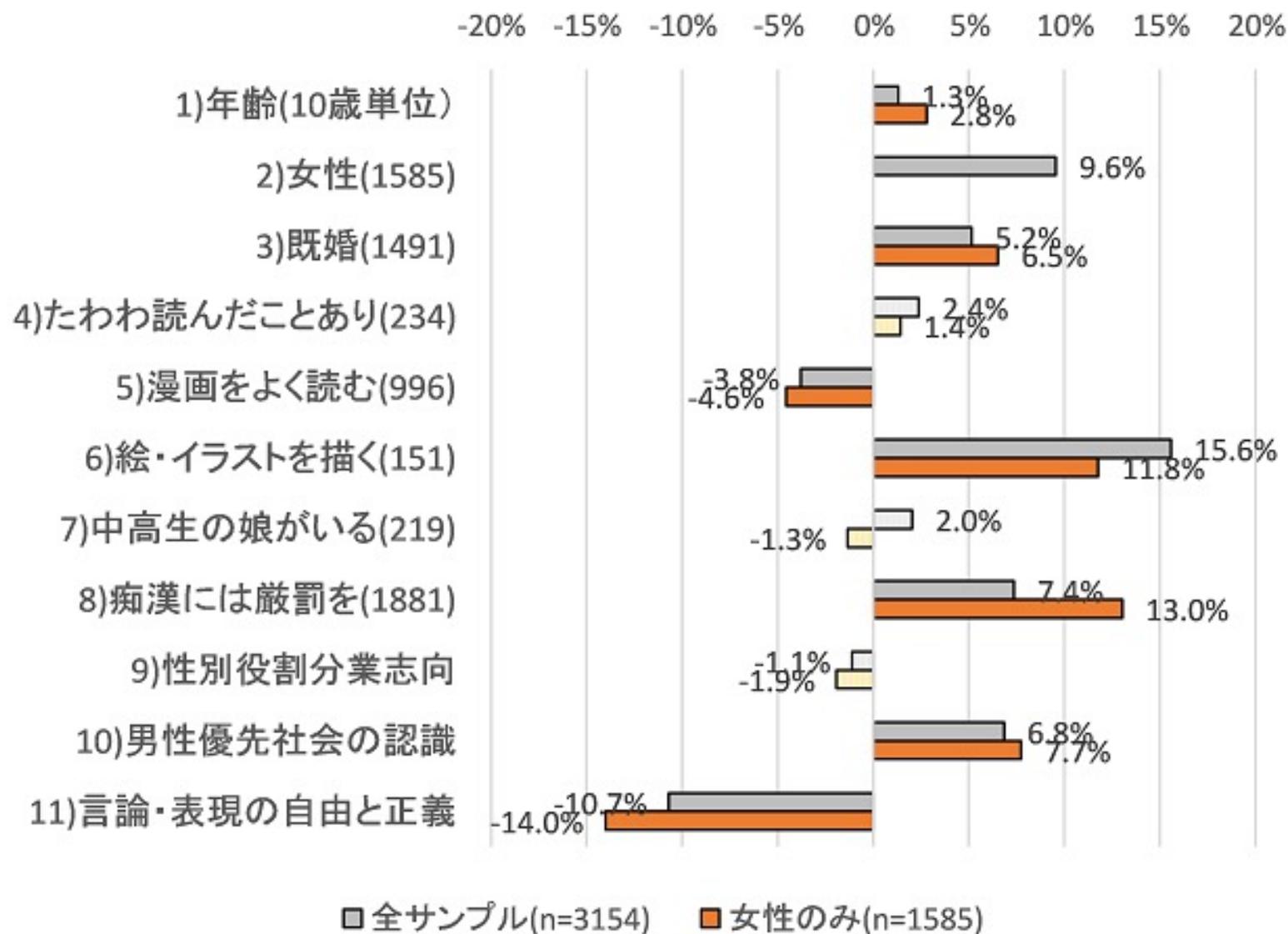
「月曜日のたわわ」広告についての以下の意見に賛同するか（女性のみn=1585）



## 「月曜のたわわ」広告に問題を感じる人の割合：性別×年齢別



「月曜のたわわ」に問題を感じる人の増減  
ロジット回帰の限界効果



出典：SYNODOS オピニオン「月曜日のたわわ」を人々はどう見るか 田中辰雄  
<https://synodos.jp/opinion/society/27932/>

# 男女共同参画に関する国際的な指数 ～男女共同参画の現実～

# ジェンダー・ギャップ指数：120位

## GGI ジェンダー・ギャップ指数

経済、教育、保健、政治の分野毎に各使用データをウェイト付けしてジェンダー・ギャップ指数を算出している。  
0が完全不平等、1が完全平等を表している。

**日本の順位：120位／156か国** (2021.3.31発表)

順位	国名	GGI値
1	アイスランド	0.892
2	フィンランド	0.861
3	ノルウェー	0.849
-	-	-
119	アンゴラ	0.657
120	日本	0.656
121	シエラレオネ	0.655

(参考) GGIは世界経済フォーラム「Global Gender Gap Report 2021」より作成。

▶ <https://www.weforum.org/reports/global-gender-gap-report-2021>

出典：内閣府男女共同参画局「男女共同参画に関する国際的な指数」  
[https://www.gender.go.jp/international/int\\_syogaikoku/int\\_shihyo/index.html](https://www.gender.go.jp/international/int_syogaikoku/int_shihyo/index.html)

# ジェンダー開発指数：55位

## GDI ジェンダー開発指数

GDIは、人間開発の3つの基本的な側面である健康、知識、生活水準における女性と男性の格差を測定し、人間開発の成果におけるジェンダー・ギャップを表している。

**日本の順位：55位／167か国**

**(2020.12.15発表)**

順位	国名	GDI値
1	ウクライナ	1.000
2	ブルンジ	0.999
3	ドミニカ	0.999
-	-	-
55	ホンデュラス	0.978
<b>55</b>	<b>日本</b>	<b>0.978</b>
57	セルビア	0.977

(参考) GDIは国連開発計画 (UNDP) 「人間開発報告書2020」より作成。

▶ <http://hdr.undp.org/en/content/gender-development-index-gdi>

出典：内閣府男女共同参画局「男女共同参画に関する国際的な指数」

[https://www.gender.go.jp/international/int\\_syogaikoku/int\\_shihyo/index.html](https://www.gender.go.jp/international/int_syogaikoku/int_shihyo/index.html)

# ジェンダー不平等指数：24位

## GII ジェンダー不平等指数

ジェンダー不平等指数（GII）は、リプロダクティブ・ヘルス（性と生殖に関する健康）、エンパワーメント、労働市場への参加の3つの側面における達成度の女性と男性の間の不平等を映し出す指標である。値は、0（女性と男性が完全に平等な場合）～1（すべての側面において、男女の一方が他方より不利な状況に置かれている場合）の間の数字で表される。

**日本の順位：24位／162か国**

**（2020.12.15発表）**

順位	国名	GII値
1	スイス	0.025
2	デンマーク	0.038
3	スウェーデン	0.039
-	-	-
23	アイルランド	0.093
24	日本	0.094
25	オーストラリア	0.097

（参考）G I I は国連開発計画（U N D P）「人間開発報告書2020」より作成。

▶ <http://hdr.undp.org/en/content/gender-inequality-index-gii>

出典：内閣府男女共同参画局「男女共同参画に関する国際的な指数」

[https://www.gender.go.jp/international/int\\_syogaikoku/int\\_shihyo/index.html](https://www.gender.go.jp/international/int_syogaikoku/int_shihyo/index.html)

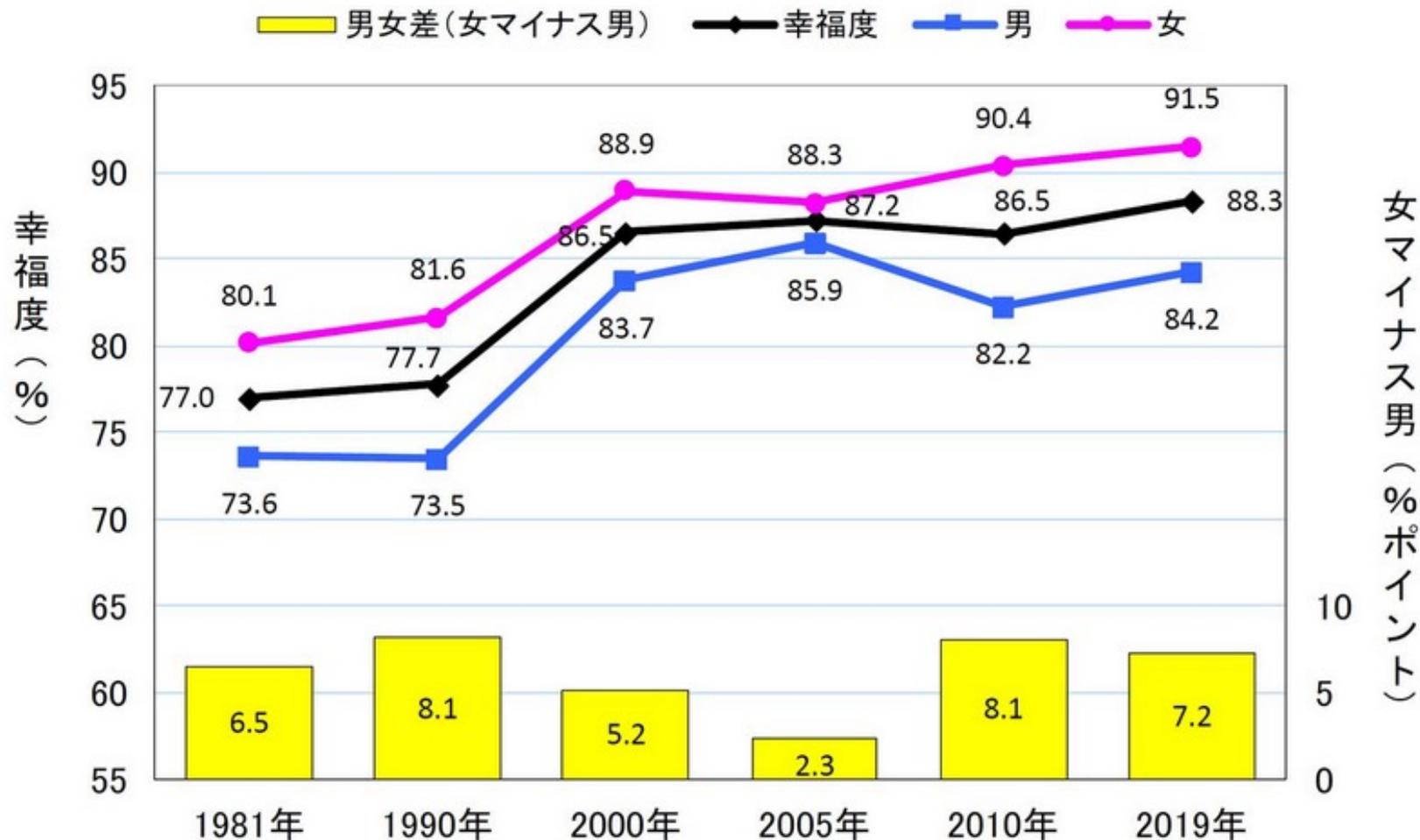
## 図表1 G7諸国の男女平等度ランキング

指標名	ジェンダーギャップ指数		ジェンダー不平等指数	
G7順位	国名	世界順位	国名	世界順位
1位	ドイツ	11位	フランス	8位
2位	フランス	16位	イタリア	14位
3位	英国	23位	カナダ	19位
4位	カナダ	24位	ドイツ	20位
5位	米国	30位	<b>日本</b>	<b>24位</b>
6位	イタリア	63位	英国	31位
7位	<b>日本</b>	<b>120位</b>	米国	46位
参考	韓国	102位	韓国	11位
対象国	156カ国		162カ国	
公表年次	2021年		2020年	
作成機関	世界経済フォーラム		国連開発計画	

(資料) 世界経済フォーラム「Global Gender Gap Report 2021」、  
国連開発計画「人間開発報告書2020」

## 図表2 女性の幸福度が男性を上回り続けている日本人

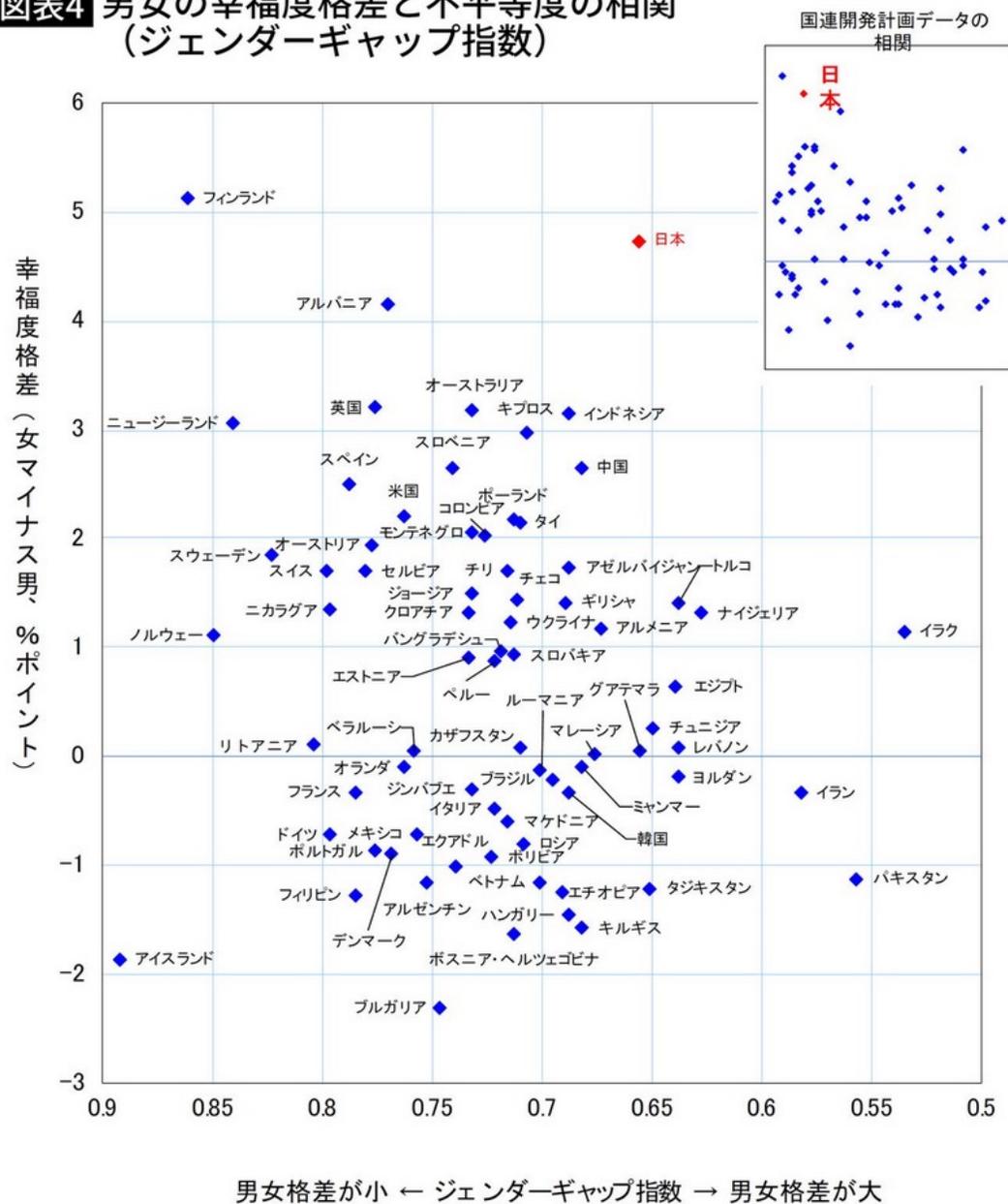
幸福度の男女差の推移(世界価値観調査の日本結果)



(注) 幸福度は無回答を含む回答総数に占める「非常に幸せ」+「やや幸せ」の割合  
 (資料) World Values Survey HP (2014.5.7、2021.1.28)

# ジェンダーギャップ指数と幸福度の男女格差は無相関

図表4 男女の幸福度格差と不平等度の相関  
(ジェンダーギャップ指数)



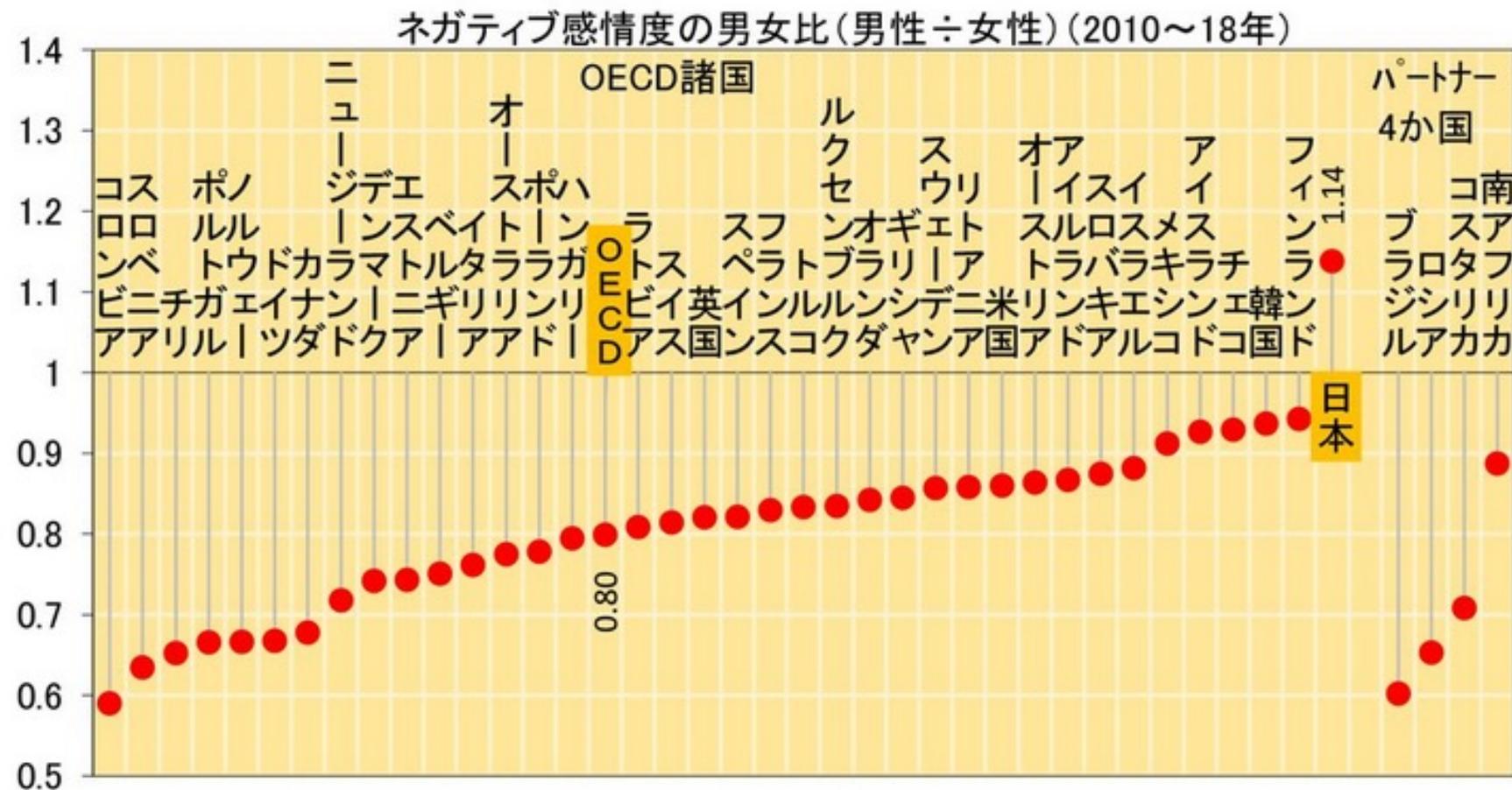
# OECD諸国の幸福度ランキング

主要国(G7)

順位	国名	幸福感	国名	ネガティブ感情度(昇順)
1位	アイスランド	95.1	アイスランド	5.2
2位	ノルウェー	94.0	フィンランド	7.7
3位	スウェーデン	93.7	メキシコ	7.9
4位	英国	93.5	スウェーデン	8.6
5位	スイス	93.0	日本	8.7
6位	ニュージーランド	92.9	ニュージーランド	8.8
7位	メキシコ	92.0	ノルウェー	8.8
8位	オランダ	91.7	デンマーク	9.1
9位	ポーランド	91.0	オランダ	9.2
10位	フランス	90.9	スイス	9.6
11位	デンマーク	90.1	英国	9.9
12位	オーストラリア	89.6	オーストリア	10.3
13位	コロンビア	89.4	ドイツ	10.5
14位	韓国	89.1	エストニア	10.9
15位	オーストリア	89.0	オーストラリア	12.2
16位	フィンランド	88.9	チェコ	12.2
17位	スロバキア	88.9	スロバキア	12.8
18位	スペイン	88.8	ポーランド	13.0
19位	チェコ	88.5	チリ	13.3
20位	日本	88.3	フランス	13.4
21位	米国	88.2	コロンビア	13.6
22位	ポルトガル	87.8	米国	13.8
23位	ドイツ	86.4	韓国	16.9
24位	トルコ	85.0	ハンガリー	17.1
25位	エストニア	84.4	リトアニア	17.6
26位	スロベニア	83.5	スロベニア	17.7
27位	チリ	82.6	ポルトガル	19.0
28位	イタリア	82.3	スペイン	20.5
29位	ハンガリー	81.3	ギリシャ	21.6
30位	リトアニア	73.6	イタリア	24.2
31位	ギリシャ	71.4	トルコ	28.7

# ネガティブ感情度の男女比

図表2 女性の方が否定的な感情に陥りがちだが日本人は例外的に逆

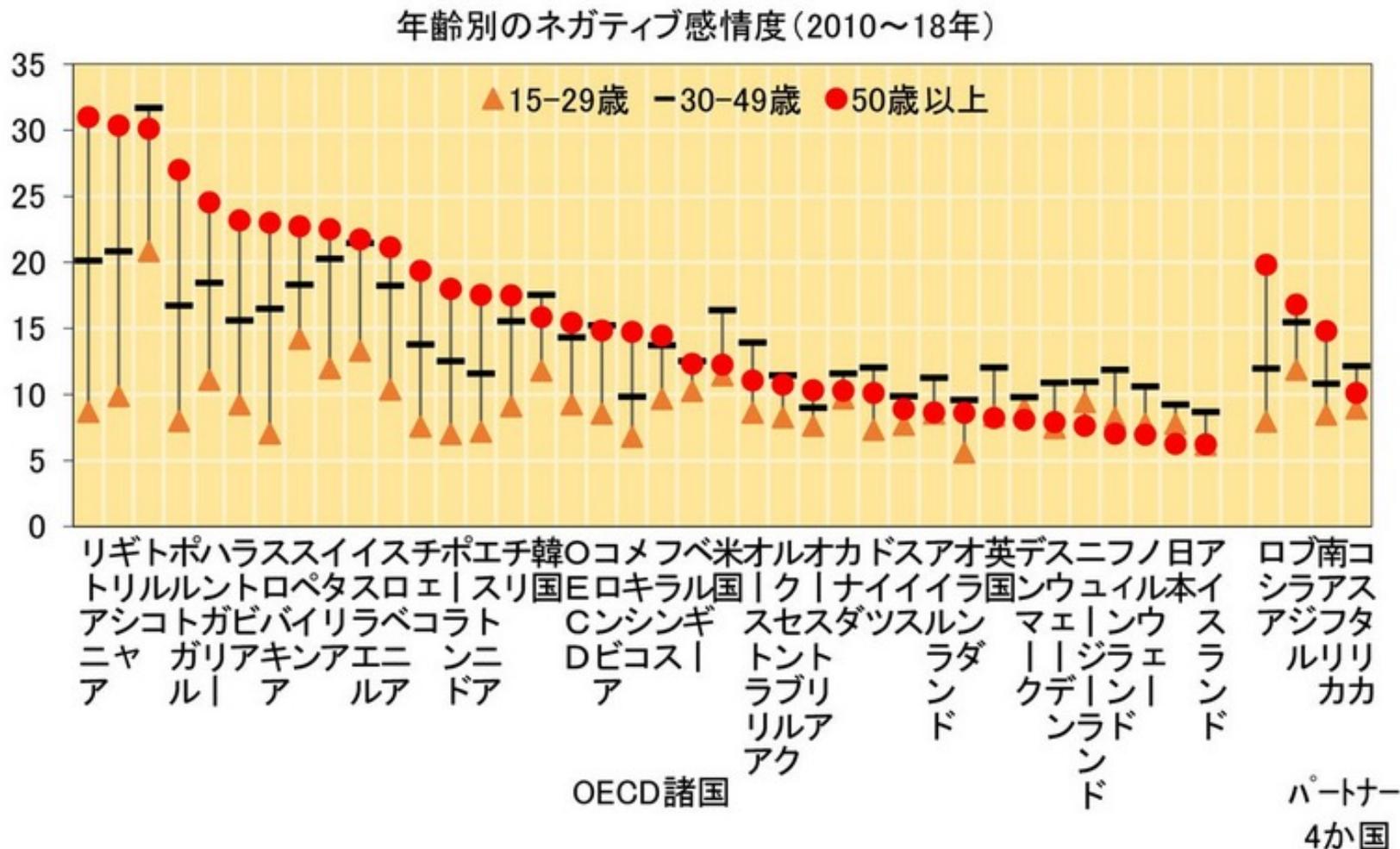


(注) 否定的な感情状態とは、怒り、悲しみ、恐れを経験することを言い、肯定的な感情状態とは、くつろぎ、喜びを感じ、大いに笑ったり、微笑んだりすることを言う。ネガティブ感情度 (Negative affect balance) は、調査前日の感情や状態について否定的な回答を肯定的な回答が上回っている割合を指す。ギャラップ世界調査からOECDが算出。国の並びは昇順。

(資料) OECD, How's Life? 2020

# 年齢別のネガティブ感情度

**図表3** 若者は幸せて高齢者は気持ちが悪くなる場合が多いが日本人は例外



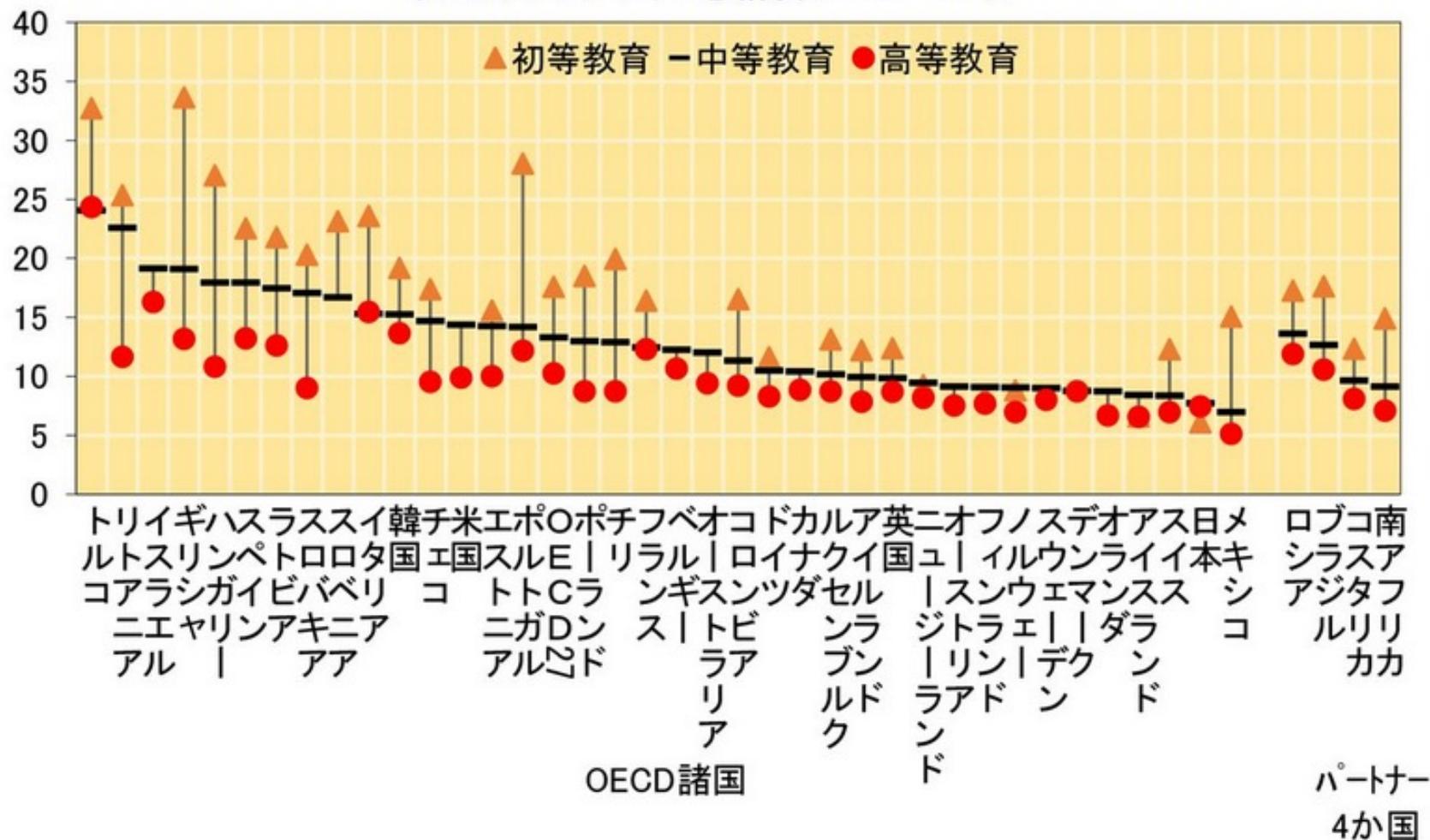
(注) 図表2と同じ。国の並びは、50歳以上の高い順。

(資料) OECD, How's Life? 2020

# 学歴別のネガティブ感情度

**図表4** 高学歴の者ほど感情がネガティブでない国民が多い中で日本人は例外

学歴別のネガティブ感情度(2010~18年)



(注) 図表2と同じ。国の並びは中等教育の高い順。

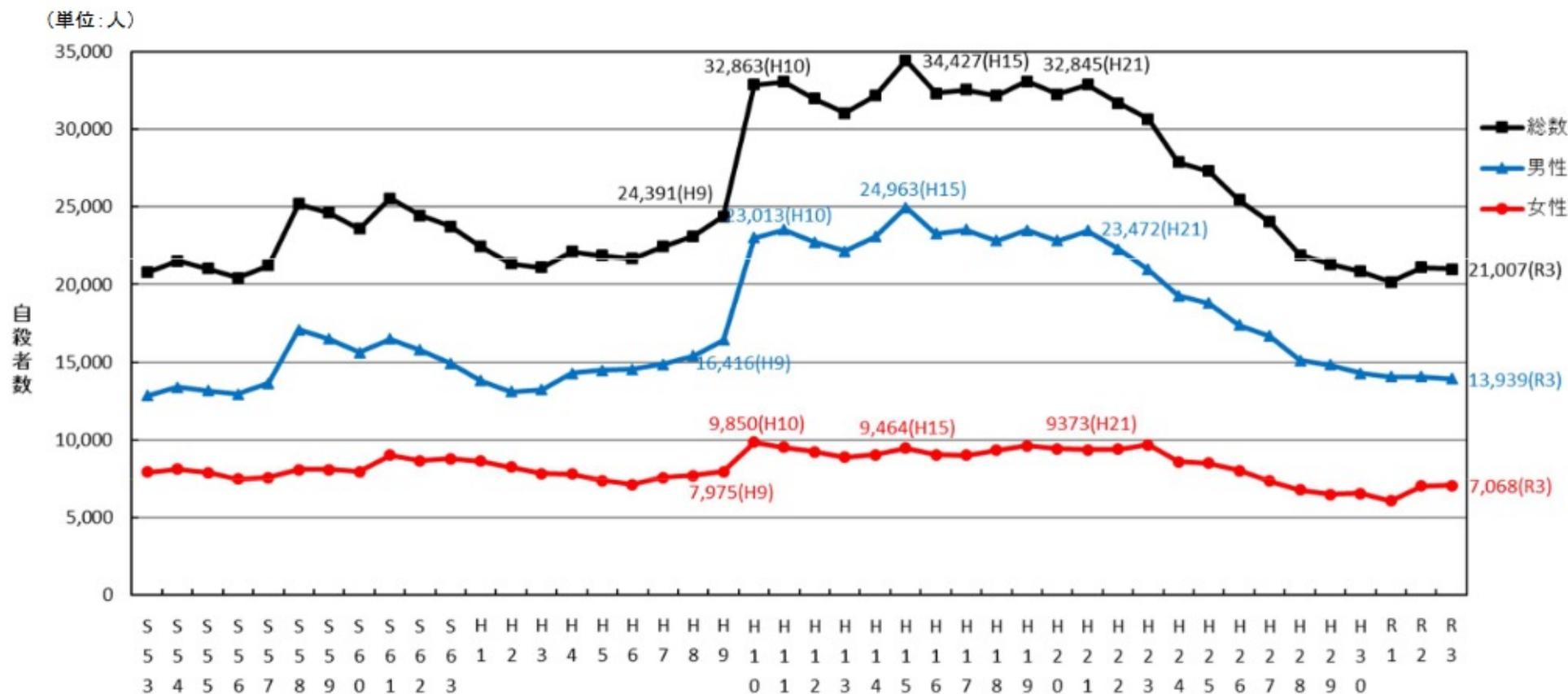
(資料) OECD, How's Life? 2020

# 自殺者数の年次推移：自殺者数の男女比

## 自殺者数の年次推移

○令和3年の自殺者数は21,007人となり、対前年比74人(約0.4%)減。

○男女別にみると、男性は12年連続の減少、女性は2年連続の増加となっている。また、男性の自殺者数は、女性の約2.0倍となっている。



出典：厚生労働省自殺対策推進室・警察庁生活安全局生活安全企画課「令和3年中における自殺の状況」（令和4年3月15日）  
<https://www.nda.go.jp/safety/life/seisaku/risaku/risaku/saishunofukyokyou.pdf>

# ジェンダーギャップ指数 2021年：日本の順位

## ■日本の男女格差 156か国中120位

分野	2021年		2020年	
	ギャップ指数	順位	ギャップ指数	順位
政治	0.061	147位	0.049	144位
経済	0.604	117位	0.598	115位
教育	0.983	92位	0.983	91位
健康	0.973	65位	0.979	40位
総合	0.656	120位	0.652	121位
	156ヶ国		153ヶ国	

(ギャップ指数は男女格差が無ければ1.000となる)

順位	国名 (前年順位)	ギャップ指数
1	アイスランド(1)	0.892
2	フィンランド(3)*	0.861
3	ノルウェー(2)*	0.849
4	ニュージーランド(6)*	0.840
5	スウェーデン (4)	0.823
6	ナミビア (12)	0.809
7	ルワンダ(9)	0.805
8	リトアニア (21)	0.804
9	アイルランド (7) *	0.800
10	スイス (18)	0.798
120	日本 (121)	0.656

# ジェンダーギャップ指数 2021年：日本のスコア

	2021 レポート			2020 レポート		
	順位	スコア	avg	順位	スコア	avg
<b>政治分野トータル</b>	<b>147</b>	<b>0.061</b>	<b>0.218</b>	<b>144</b>	<b>0.049</b>	<b>0.049</b>
女性議員(衆議院)比率	140	0.110	0.312	135	0.112	0.298
内閣の女性閣僚比率	126	0.111	0.235	139	0.056	0.255
女性元首在任(過去 50 年)	76	0	0.144	73	0	0.190
<b>経済分野トータル</b>	<b>117</b>	<b>0.604</b>	<b>0.583</b>	<b>115</b>	<b>0.598</b>	<b>0.582</b>
労働力比率	68	0.84	0.655	79	0.814	0.661
賃金格差	83	0.651	0.628	67	0.672	0.613
所得格差	101	0.563	0.494	108	0.541	0.499
管理職比率	139	0.173	0.349	131	0.174	0.356
専門職・技術職比率	105	0.699	0.755	110	0.680	0.756
<b>教育分野トータル</b>	<b>92</b>	<b>0.983</b>	<b>0.95</b>	<b>91</b>	<b>0.983</b>	<b>0.954</b>
識字率	1	1	0.897	1	1.000	0.899
初等教育	1	1	0.755	1	1.000	0.757
中等教育	129	0.953	0.95	128	0.953	0.954
高等教育	110	0.952	0.927	108	0.952	0.931
<b>健康分野トータル</b>	<b>65</b>	<b>0.973</b>	<b>0.957</b>	<b>40</b>	<b>0.979</b>	<b>0.958</b>
出生性比率	1	0.944	0.925	1	0.944	0.925
平均(健康)寿命	72	1.04	1.029	59	1.059	1.034

出典：日本BPW連合会「2021年男女格差指数 (GGGI)速報」  
<https://www.bpw-japan.jp/japanese/gggi2015.html>

# ジェンダーギャップ指数 2021年：1位アイスランド及び平均との比較

## ジェンダー・ギャップ指数 (GGI) 2021年

- ・スイスの非営利財団「世界経済フォーラム」(ダボス会議)が公表。男性に対する女性の割合(女性の数値/男性の数値)を示しており、**0が完全不平等、1が完全平等**。
- ・**日本は156か国中120位。「教育」と「健康」の値は世界トップクラスだが、「政治」と「経済」の値が低い。**

● **アイスランド(0.892)**  
1位/156か国

◆ **日本(0.656)**  
120位/156か国

▲ **平均(0.677)**

政治参画(0.061)

- ・国会議員の男女比
- ・閣僚の男女比
- ・最近50年における  
行政の長の在任年数の男女比

経済参画(0.604)

- ・労働参加率の男女比
- ・同一労働における賃金の男女格差
- ・推定勤労所得の男女比
- ・管理的職業従事者の男女比
- ・専門・技術者の男女比

教育(0.983)

- ・識字率の男女比
- ・初等教育就学率の男女比
- ・中等教育就学率の男女比
- ・高等教育就学率の男女比

健康(0.973)

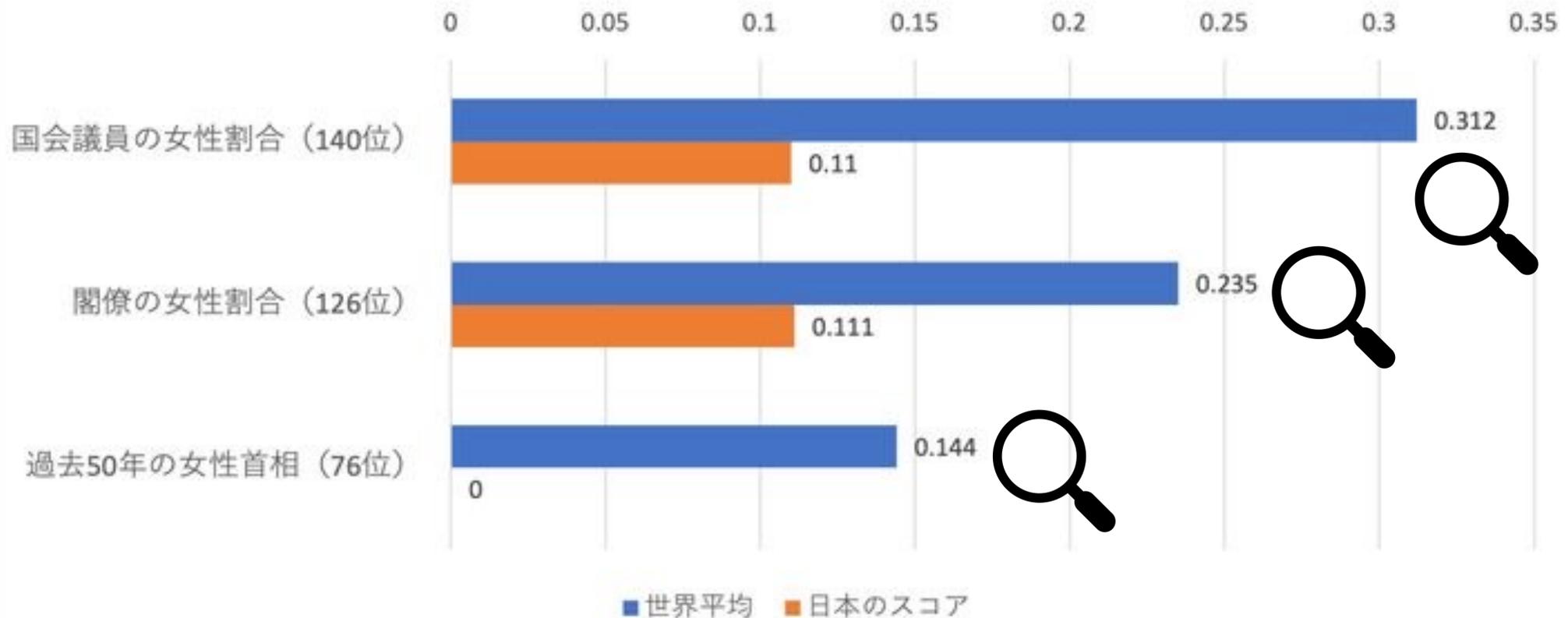
- ・出生児性比
- ・健康寿命の男女比

順位	国名	値
1	アイスランド	0.892
2	フィンランド	0.861
3	ノルウェー	0.849
4	ニュージーランド	0.840
5	スウェーデン	0.823
11	ドイツ	0.796
16	フランス	0.784
23	英国	0.775
24	カナダ	0.772
30	アメリカ	0.763
63	イタリア	0.721
79	タイ	0.710
81	ロシア	0.708
87	ベトナム	0.701
101	インドネシア	0.688
102	韓国	0.687
107	中国	0.682
119	アンゴラ	0.657
<b>120</b>	<b>日本</b>	<b>0.656</b>
121	シエラレオネ	0.655

- (備考) 1. 世界経済フォーラム「グローバル・ジェンダー・ギャップ報告書」より作成  
 2. スコアが低い項目は赤字で記載  
 3. 分野別の順位: 経済(117位)、教育(92位)、健康(65位)、政治(147位)

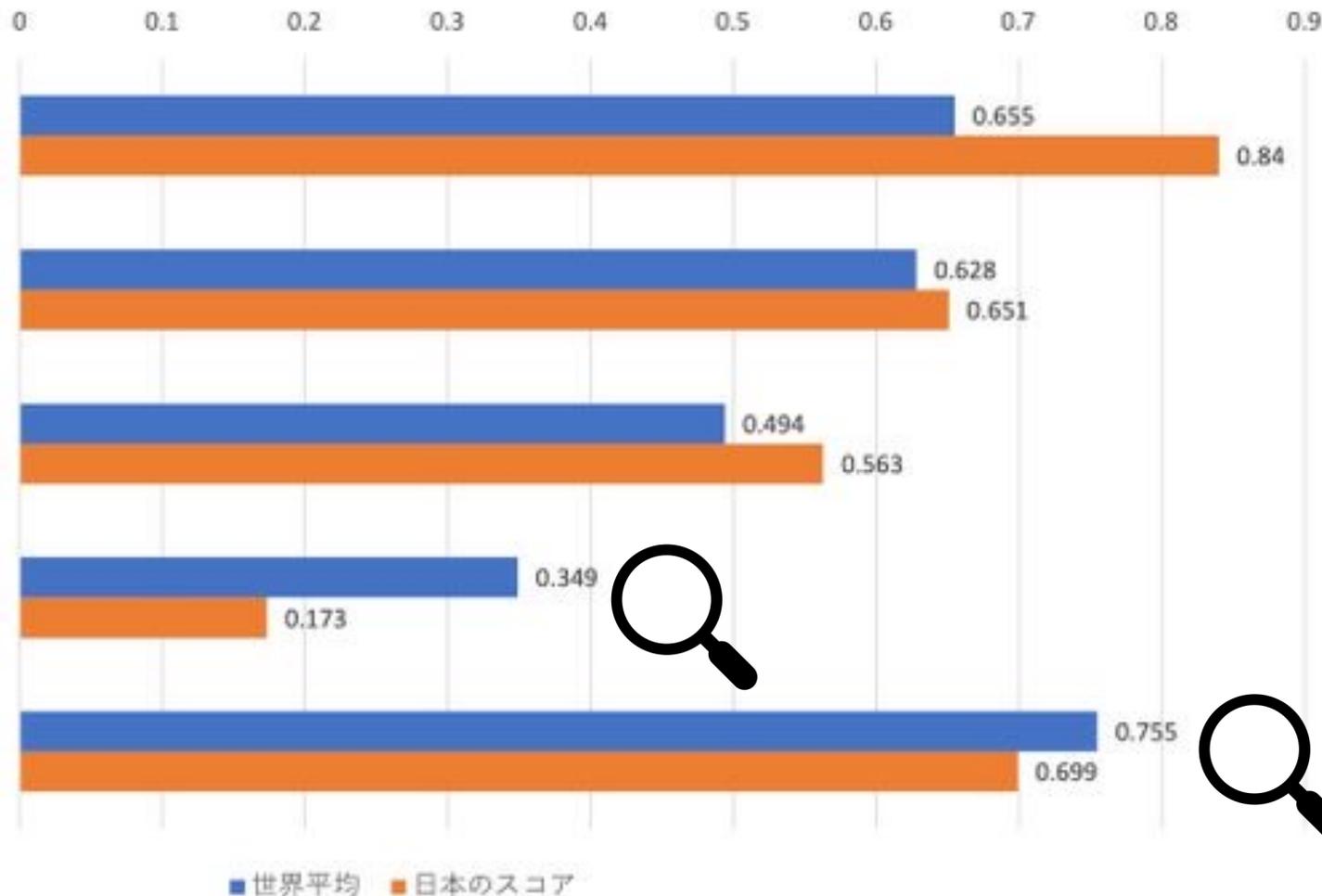
# ジェンダーギャップ指数 2021年：「政治」の小項目のスコア

## 「政治」の小項目ごとの評価



# ジェンダーギャップ指数 2021年：「経済」の小項目のスコア

## 「経済」の小項目ごとの評価



出典：HUFFPOST「ジェンダーギャップ指数2021、日本は120位 G7最下位は変わらず低迷」  
[https://www.huffingtonpost.jp/entry/story\\_jp\\_6062cdc4c5b65d1c2818ac86](https://www.huffingtonpost.jp/entry/story_jp_6062cdc4c5b65d1c2818ac86)

## 女性議員の比率

### 1. 国会

	女性議員割合	議員数	女性議員数
衆議院	9.7%	465	45
参議院	23.1%	242	56
合計	14.3%	707	101

### 2. 地方議会

	女性議員割合	議員数	女性議員数
都道府県議会	11.6%	2,621	305
市区町村議会	14.8%	29,608	4,382
合計	14.5%	32,229	4,687

(注1) 衆議院は2021年12月22日、参議院は2022年1月6日現在(衆議院及び参議院HPより)。

(注2) 都道府県議会は2021年8月1日現在(内閣府調べ)。

(注3) 市町村議会は2020年12月31日現在(総務省調べ)。

(注3) 有権者に占める女性の割合:51.7% (「衆議院議員総選挙結果調」令和3年10月31日執行衆議院議員総選挙速報結果より)。

## 首長に占める女性割合、女性ゼロ議会

### 1. 首長に占める女性割合

	女性割合	首長数	女性首長数
都道府県知事	4.3%	47	2
市区町村長	2.0%	1739	34

### 2. 女性ゼロ議会

	女性ゼロ議会比率	議会数	女性ゼロ議会数
都道府県議会	0.0%	47	0
市区町村議会	17.1%	1741	298
市議会	3.7%	792	29
特別区議会	0.0%	23	0
町村議会	29.0%	926	269

(注1) 2020年12月31日現在。総務省「地方公共団体の議会の議員及び長の所属党派別人員調」より男女共同参画局作成。

(注2) 島根県及び熊本県にそれぞれ各1があるため、市区町村長数は1739となる。

# 女性議員比率の国際比較

## 女性議員比率の国際比較 (衆議院議員選挙後)

日本の順位(衆議院女性議員比率)は、**190か国中168位**

※日本は、2022年2月現在(衆議院女性議員比率は12月22日、参議院女性議員比率は2月13日現在)。その他の国は、2021年1月1日時点。

※日本の出典は、衆議院及び参議院HP。その他の国の出典は、IPU(列国議会同盟)Women in politics:2021。下院又は一院制議会における女性議員比率。



# 女性役員割合の国際比較等

## 女性就業者の推移

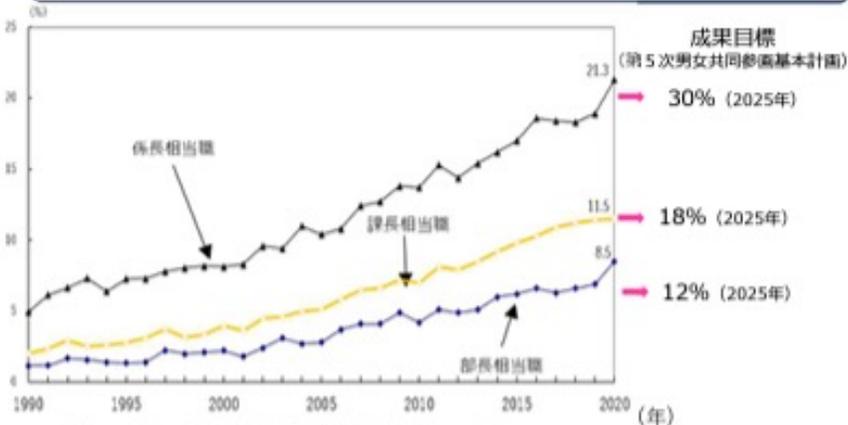
女性就業者数は、コロナの影響により、2020年は前年より減少しましたが、9年間(2012～21年)で約320万人増加。



出典: 総務省「労働力調査(基本集計)」より作成。

## 民間企業 管理職相当の女性割合の推移

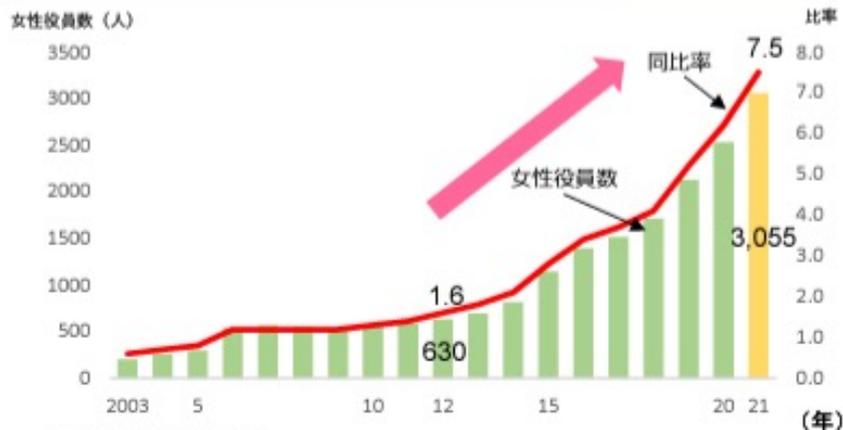
部長、課長、係長に就く女性割合は着実に伸びている。



(備考) 1. 各年6月時点、厚生労働省「賃金構造基本統計調査」より作成。  
2. 常用労働者100人以上を雇用する企業に属する労働者のうち、雇用期間の定めがない者における役職者。  
3. 管理職の定義について ・係長級: 事業所で通常「係長」又は「部長」と呼ばれている者であって、その組織が2課以上からなり、又は、その構成員が20人以上(部(局)長を含む。)のもの長 ・課長級: 事業所で通常「課長」と呼ばれている者であって、その組織が2係以上からなり、又は、その構成員が10人以上(課長を含む。)のもの長。

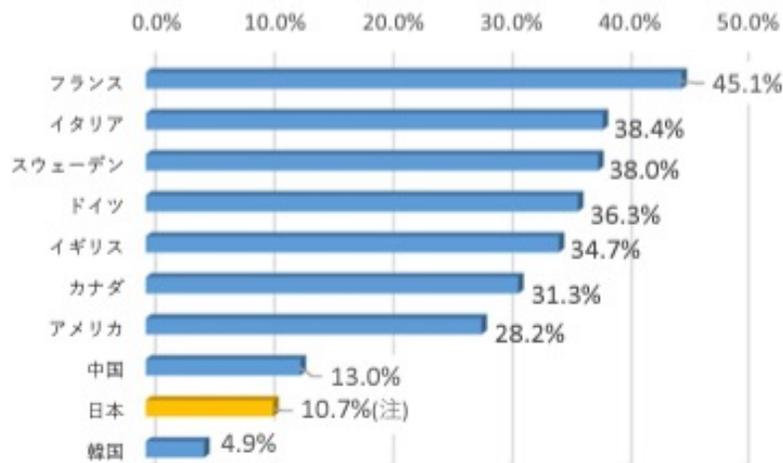
## 女性役員数の推移

上場企業の女性役員数は、9年間(2012～2021)で約4.8倍に増加。



出典: 東洋経済新報社「役員四季報」  
(注) 調査時点は原則として各年7月31日現在。調査対象は、全上場企業。ジャスダック上場会社を含む。  
「役員」は、取締役、監査役、指名委員会等設置会社の代表執行役員及び執行役員。

## 諸外国の女性役員割合

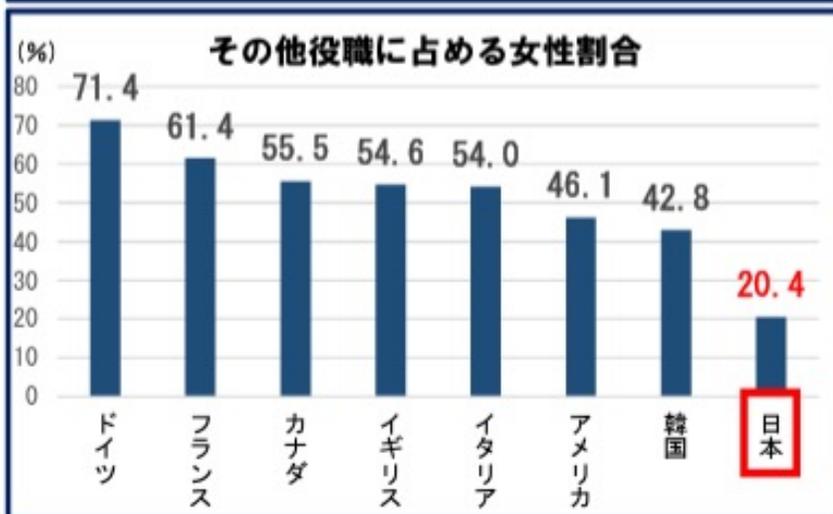
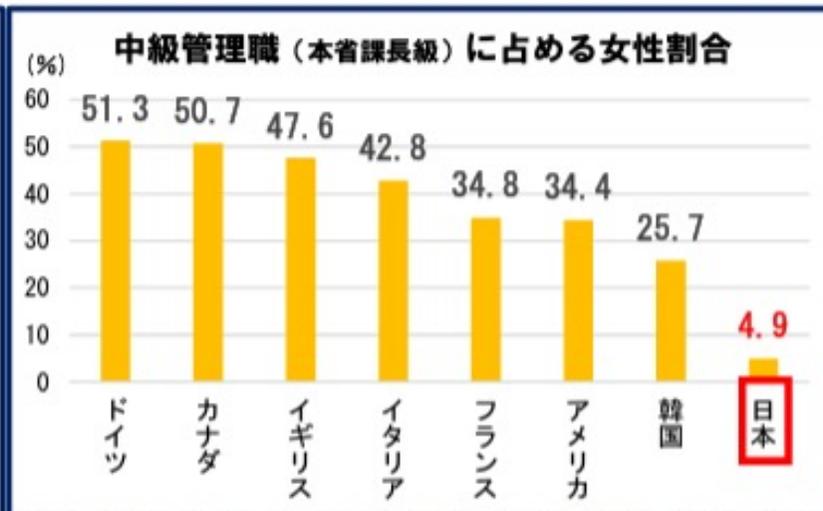
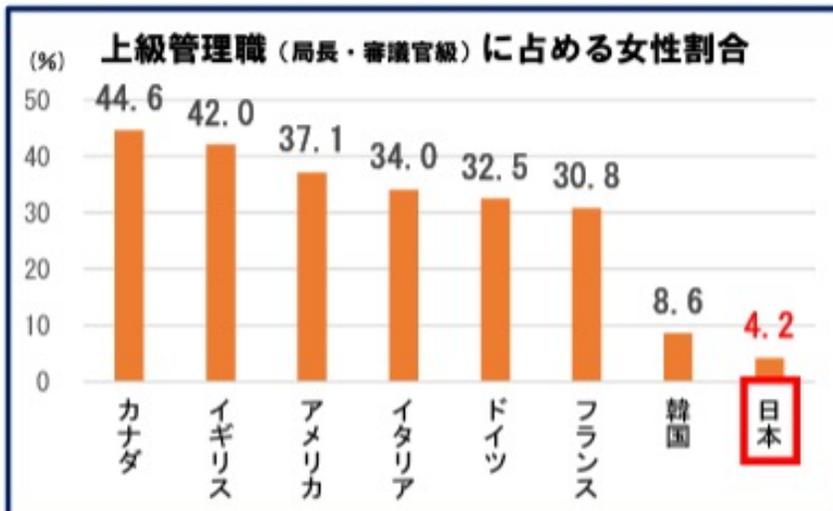


出典: OECD "Social and Welfare Statistics" 2020年の値。  
※ EUは、各国の優良企業銘柄50社が対象。他の国はMSCI ACWI構成銘柄(2700社程度、大型、中型銘柄)の企業が対象。  
(注) 2021年7月時点の上場企業役員に占める女性の割合(7.5%)は東洋経済新報社「役員四季報」より算出。

## 女性国家公務員比率の国際比較

国家公務員における役職段階別の女性割合をみると、どの役職段階でも日本は諸外国と比べて著しく低くなっている。

※出典：OECD (2021), Government at a Glance 2021



(注)定義 (Government at a Glance 2021より)

- ・各国のデータの出典は、iIostatの労働力調査。
- ・政府に加えて、公営企業での雇用を含む。
- ・職業レベルについては、以下の定義に基づき、各国が回答。

#### 【上級管理職】

- ・大臣・國務長官・次官のすぐ下の役職。政策の解釈や実施を監督する者。
  - ・政策や計画を策定、評価、調整し、部の全体的な活動を評価する者。
- ※日本の値は、指定職俸給表が適用される者（局長・審議官級）に占める女性割合。

#### 【中級管理職】

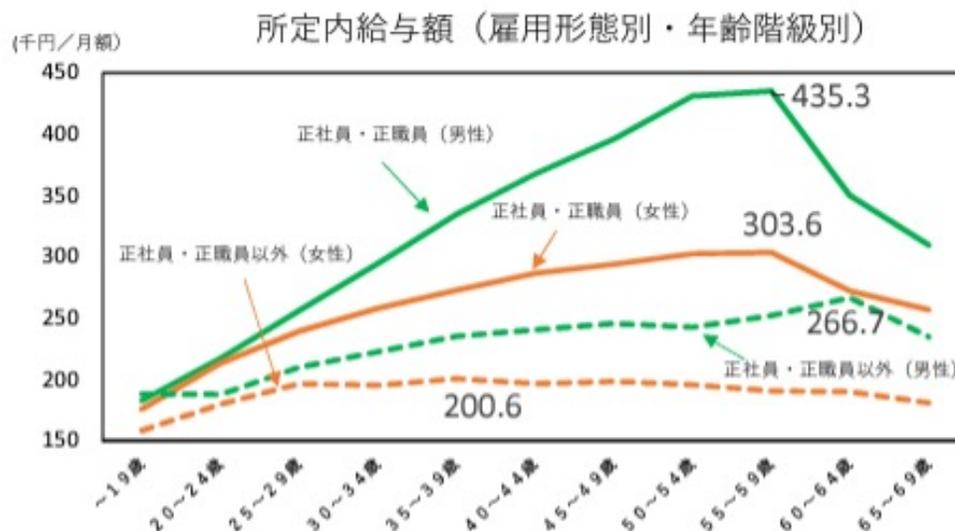
- ・上級管理職のすぐ下の役職。省内の特定の局で、計画、指示、調整を行う者。
- ※日本の値は、行政職俸給表(一)の8～10級の者（本省課長級）に占める女性割合。

#### 【その他役職】

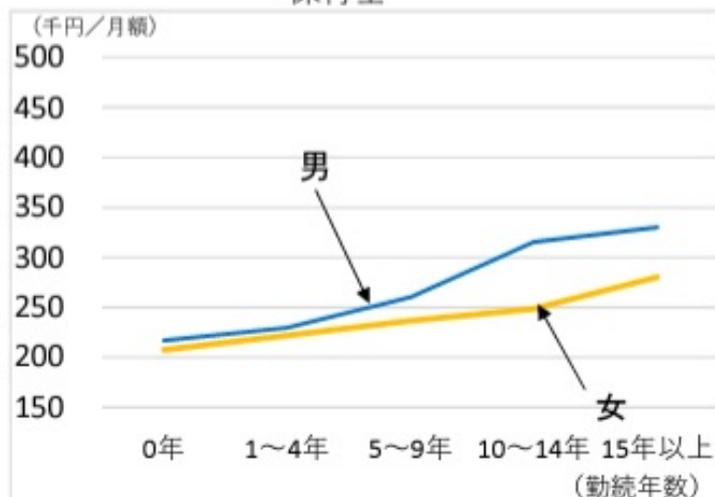
- ・上級管理職、中級管理職以外の者。
- ※日本の値は、一般職国家公務員から指定職、行政職俸給表(一)8～10級の者を除いた者に占める女性割合。

## 給与額の男女間格差

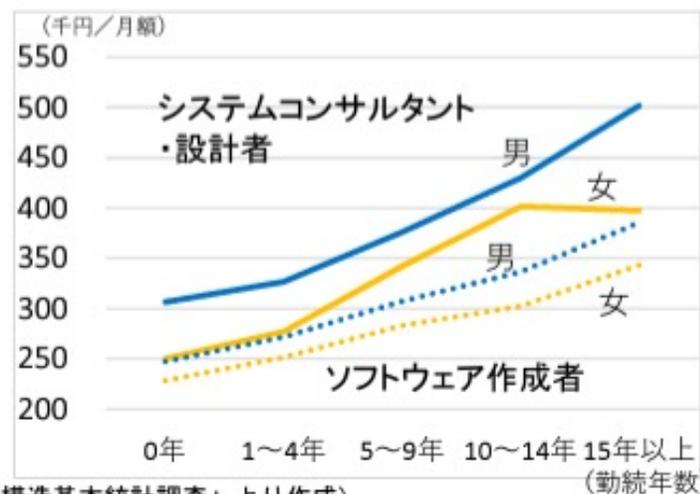
- ・給与金額は、正社員同士、非正規雇用労働者同士で比較しても、全体としてみると、男女間に差。年齢が高まるにつれてその差が拡大。
- ・給与金額は、同じ職業、勤続年数であっても、男女間で差。



保育士



システムコンサルタント・設計者、ソフトウェア作成者

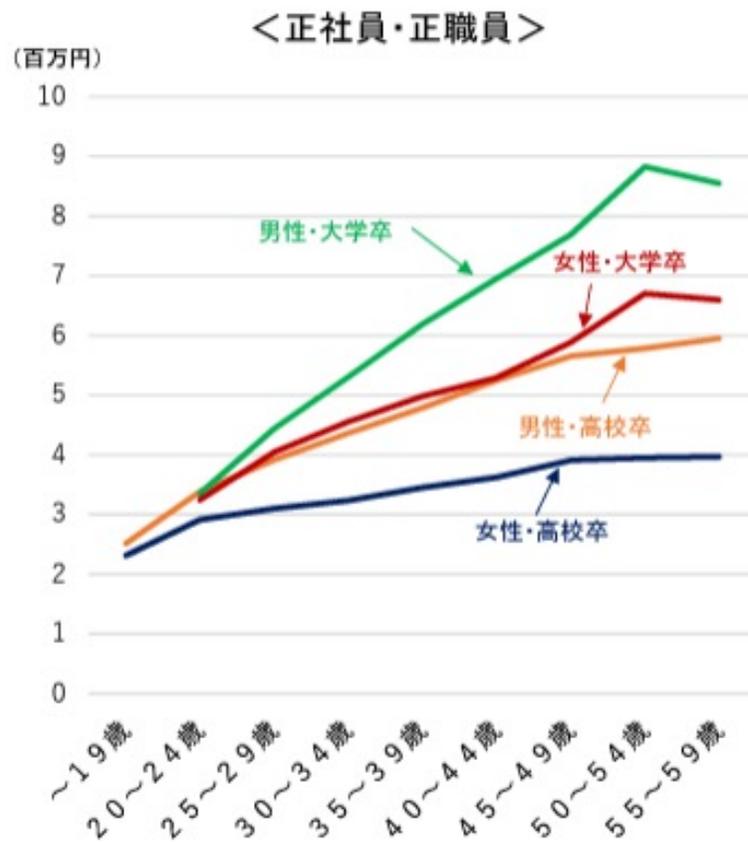
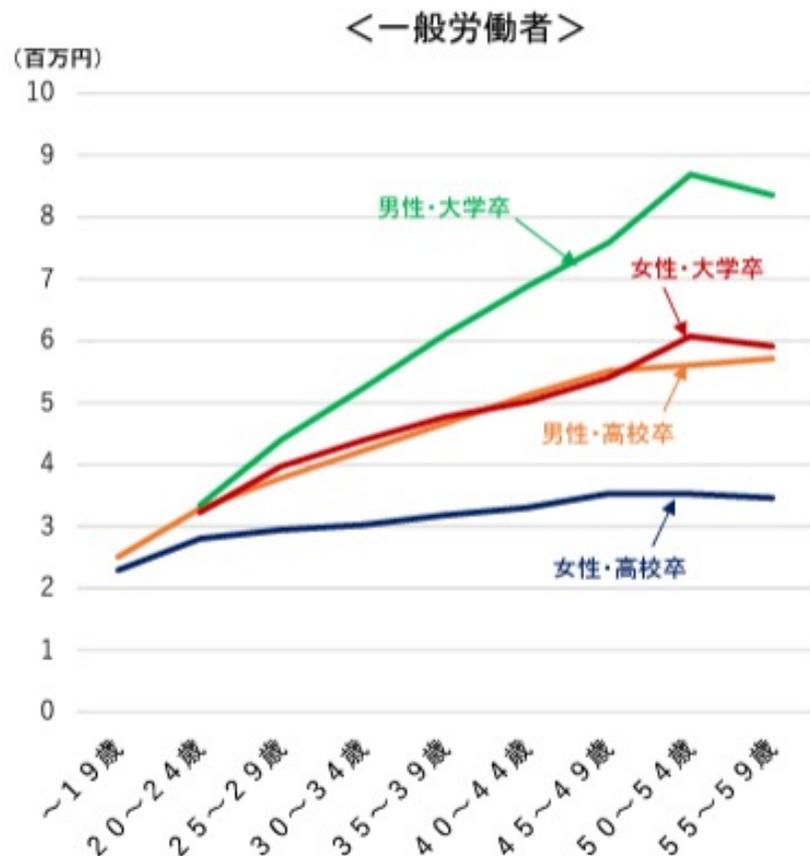


(厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査」より作成)

(勤続年数)

## 男女別・学歴別の年収(2020年)

- 同じ学歴でも男女間で年収の差が存在し、年齢の上昇とともに拡大の傾向を示す。
- 女性大卒者の年収は男性高卒者の年収とほぼ同じ水準である。



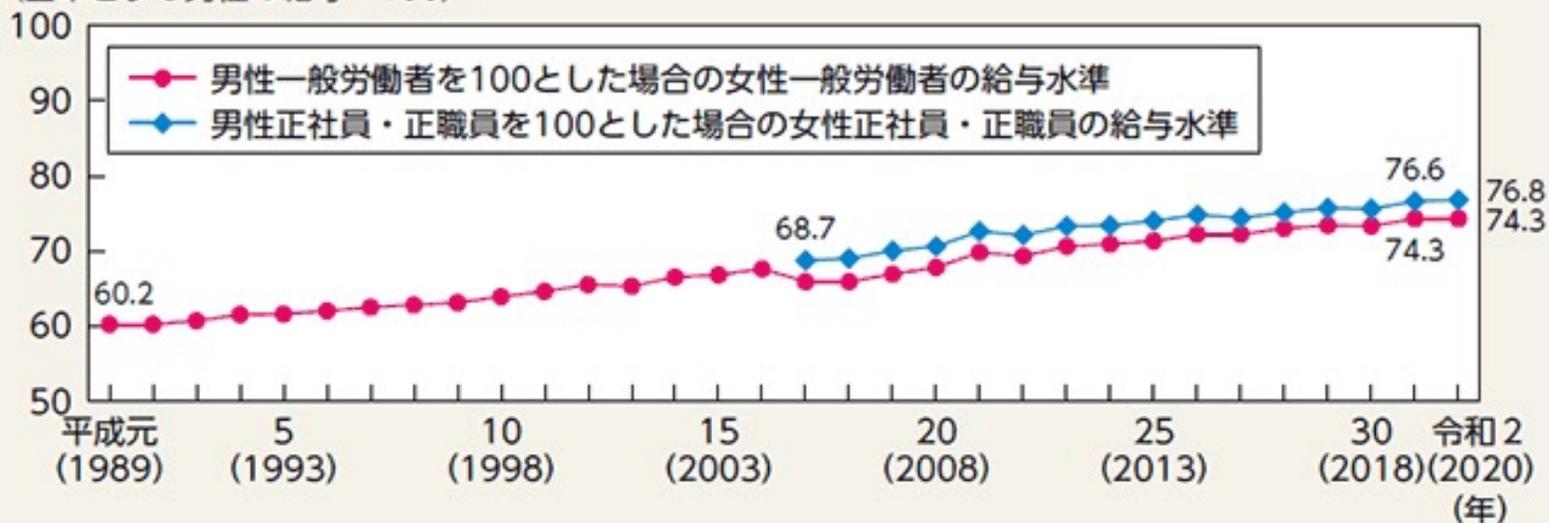
(厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査」より作成)

(注)きまって支給する現金給与額と賞与其他特別給与額を年収換算した値を示した。

# 日本：男女間所定内給与格差の推移

I-2-10図 男女間所定内給与格差の推移

(基準とする男性の給与=100)



- (備考) 1. 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」より作成。  
2. 10人以上の常用労働者を雇用する民営事業所における値。  
3. 給与水準は各年6月分の所定内給与額から算出。  
4. 一般労働者とは、常用労働者のうち短時間労働者以外の者。  
5. 正社員・正職員とは、一般労働者のうち、事業所で正社員・正職員とする者。  
6. 雇用形態(正社員・正職員、正社員・正職員以外)別の調査は平成17年以降行っている。  
7. 常用労働者の定義は、平成29年以前は、「期間を定めずに雇われている労働者」、「1か月を超える期間を定めて雇われている労働者」及び「日々又は1か月以内の期間を定めて雇われている者のうち4月及び5月に雇われた日数がそれぞれ18日以上労働者」。平成30年以降は、「期間を定めずに雇われている労働者」及び「1か月以上の期間を定めて雇われている労働者」。  
8. 令和2年から推計方法が変更されている。  
9. 「賃金構造基本統計調査」は、統計法に基づき総務大臣が承認した調査計画と異なる取り扱いをしていたところ、平成31年1月30日の総務省統計委員会において、「十分な情報提供があれば、結果数値はおおむねの妥当性を確認できる可能性は高い」との指摘がなされており、一定の留保がついていることに留意する必要がある。

# 男女間における暴力・犯罪

# 配偶者間における犯罪（殺人、傷害、暴行）の被害者

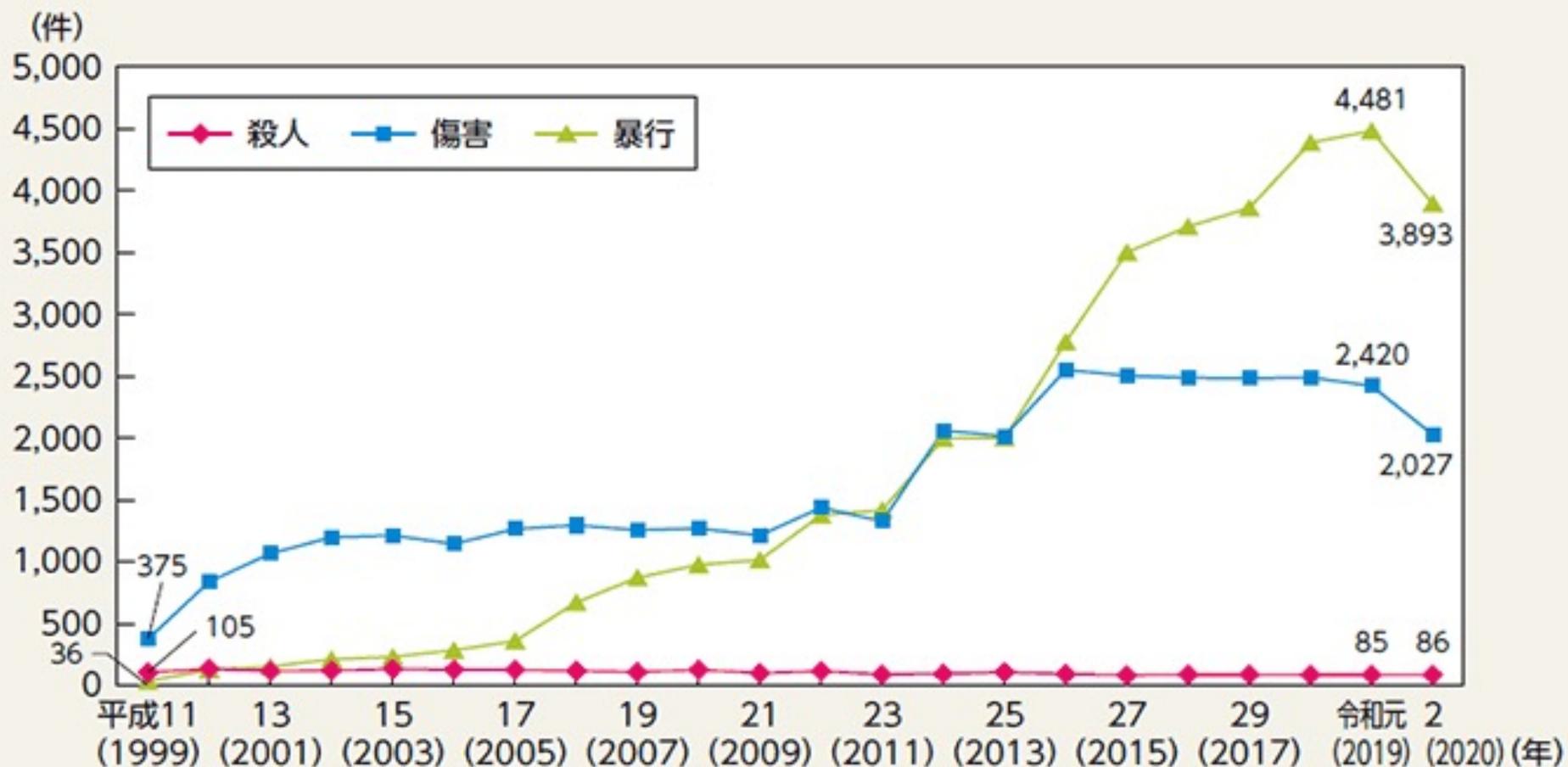
I-7-2 図 配偶者間における犯罪（殺人、傷害、暴行）の被害者の男女別割合（検挙件数、令和2（2020）年）



(備考) 警察庁資料より作成。

# 夫から妻への犯罪

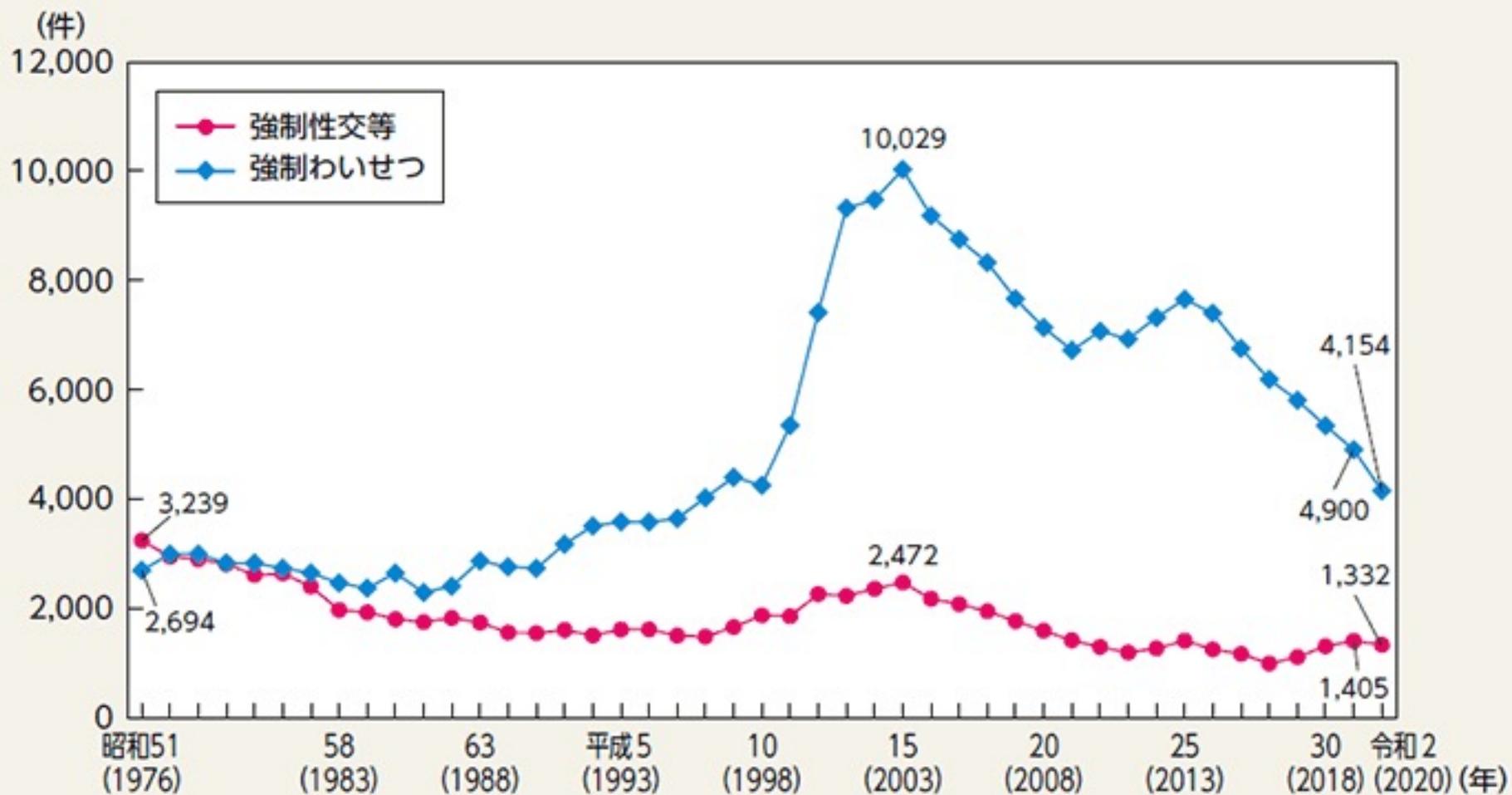
## I-7-3 夫から妻への犯罪の検挙件数の推移



(備考) 警察庁資料より作成。

# 強制性交等・強制わいせつの認知件数

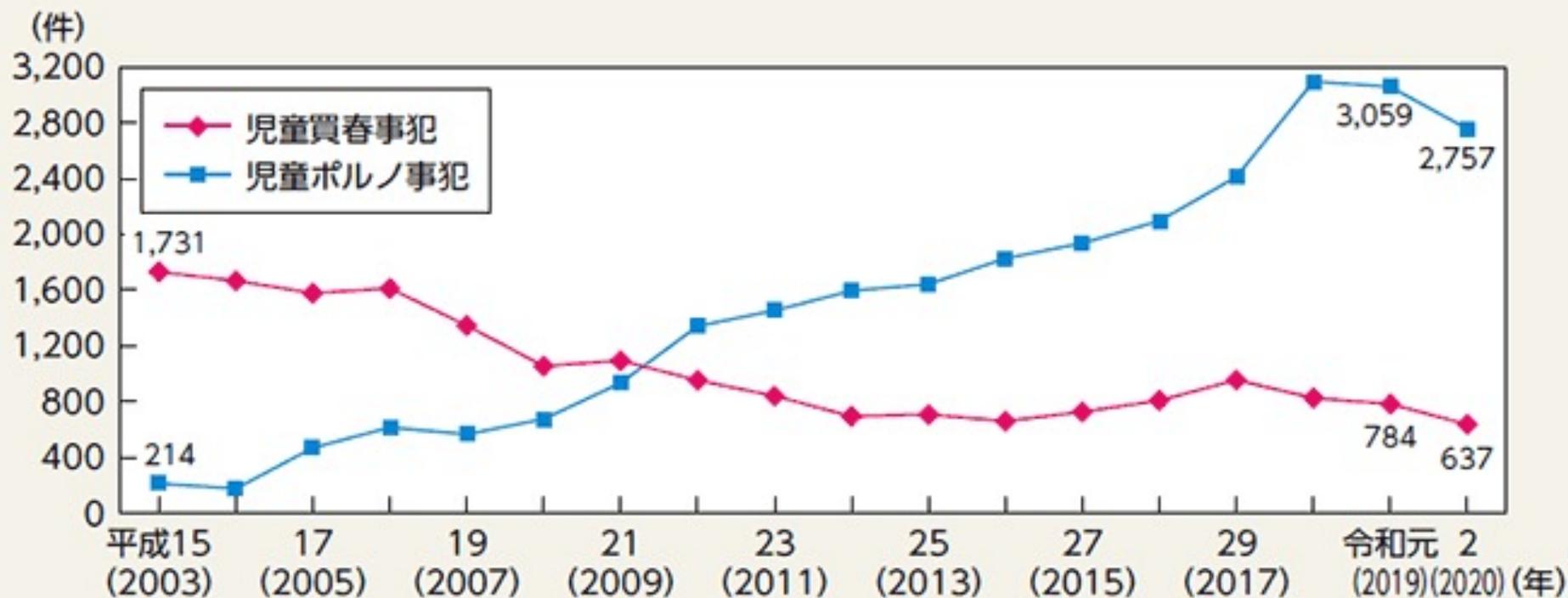
I-7-10図 強制性交等・強制わいせつ認知件数の推移



(備考) 警察庁「犯罪統計」より作成。

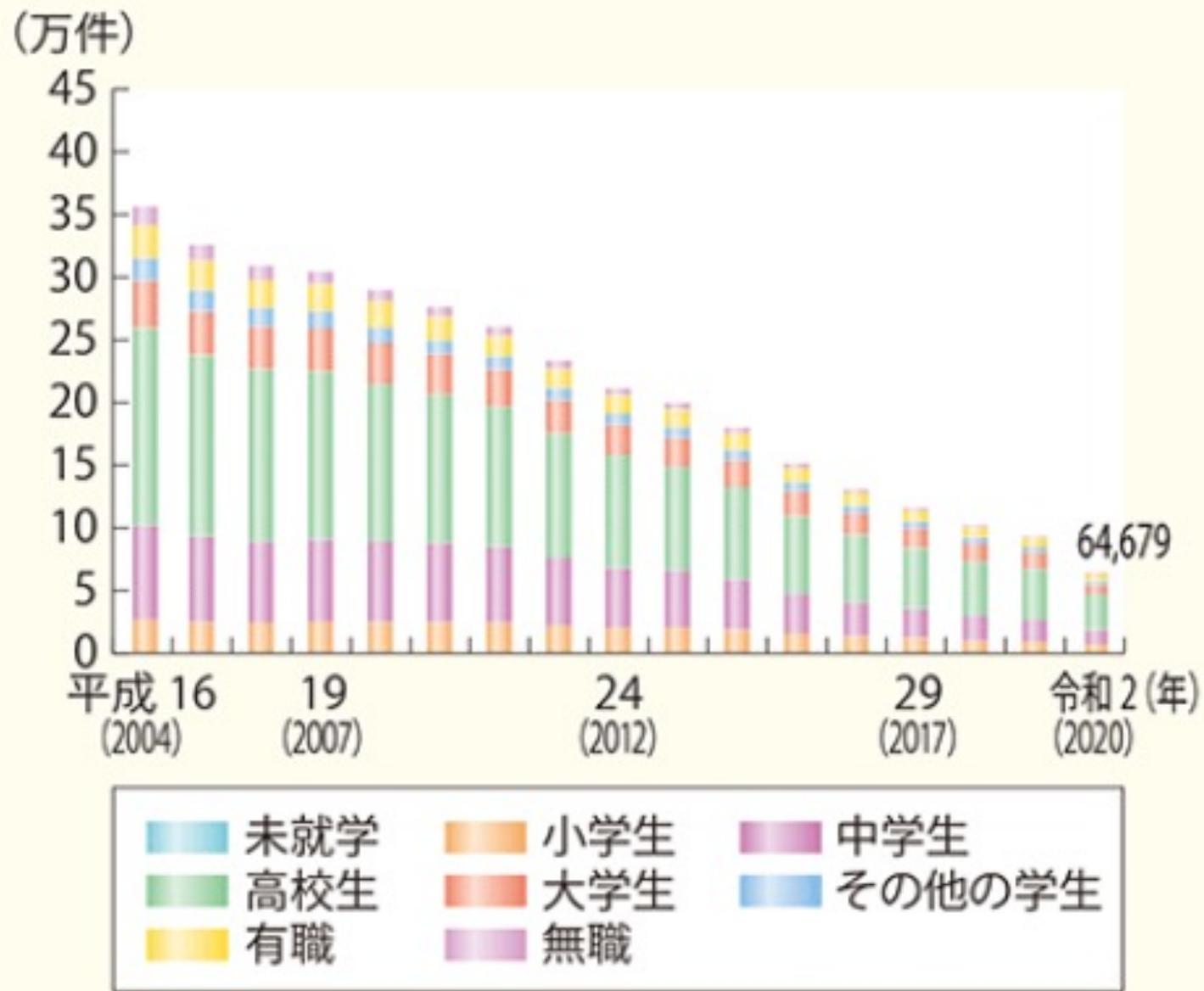
# 児童買春及び児童ポルノ事犯の検挙件数

I-7-12図 児童買春及び児童ポルノ事犯の検挙件数の推移



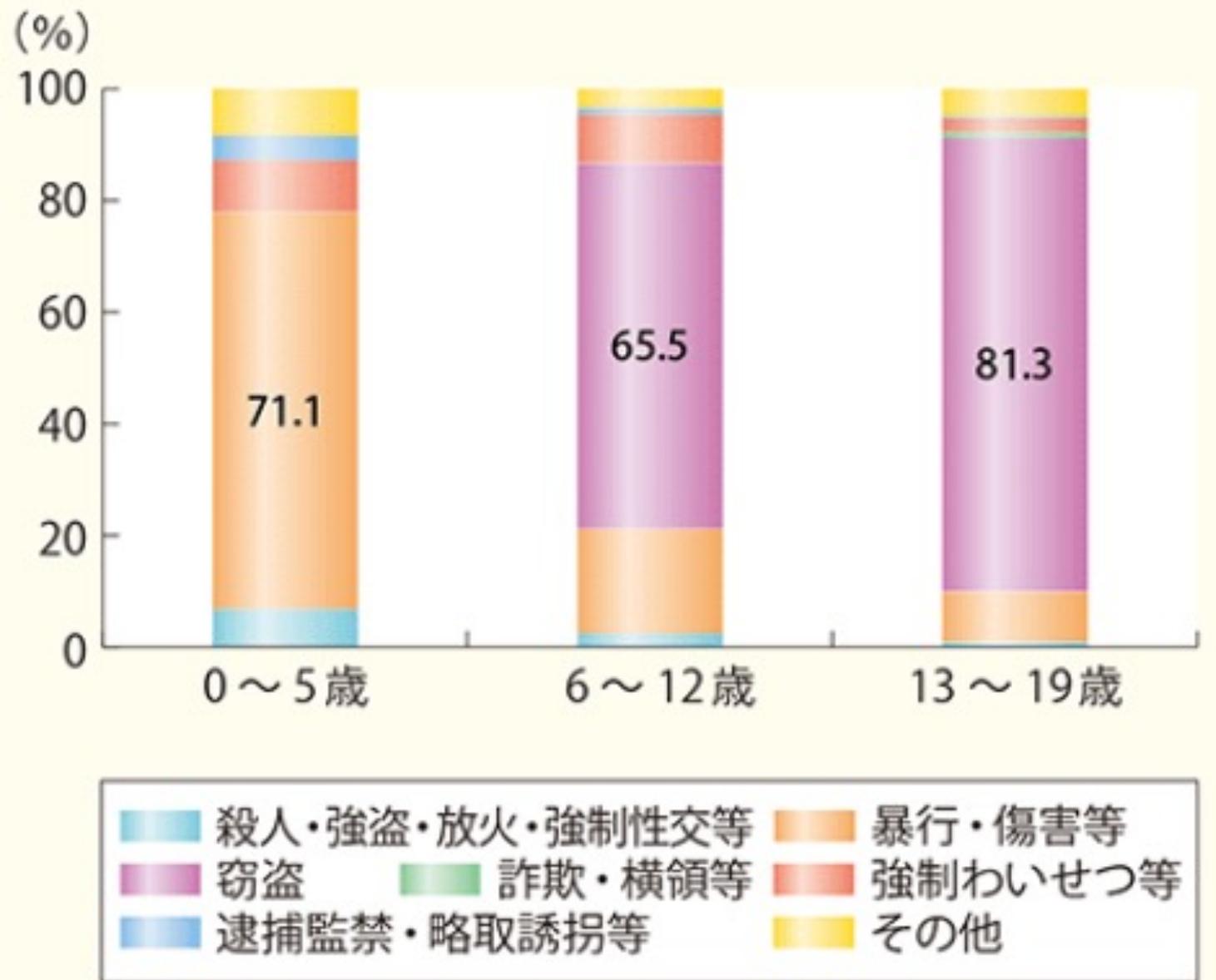
(備考) 警察庁「少年非行、児童虐待及び子供の性被害の状況」より作成。

# 20歳未満の者が主たる被害者となる刑法犯の認知件数：推移



出典：内閣府「令和3年版 子供・若者白書」  
<https://www8.cao.go.jp/youth/whitepaper/r03honpen/index.html>

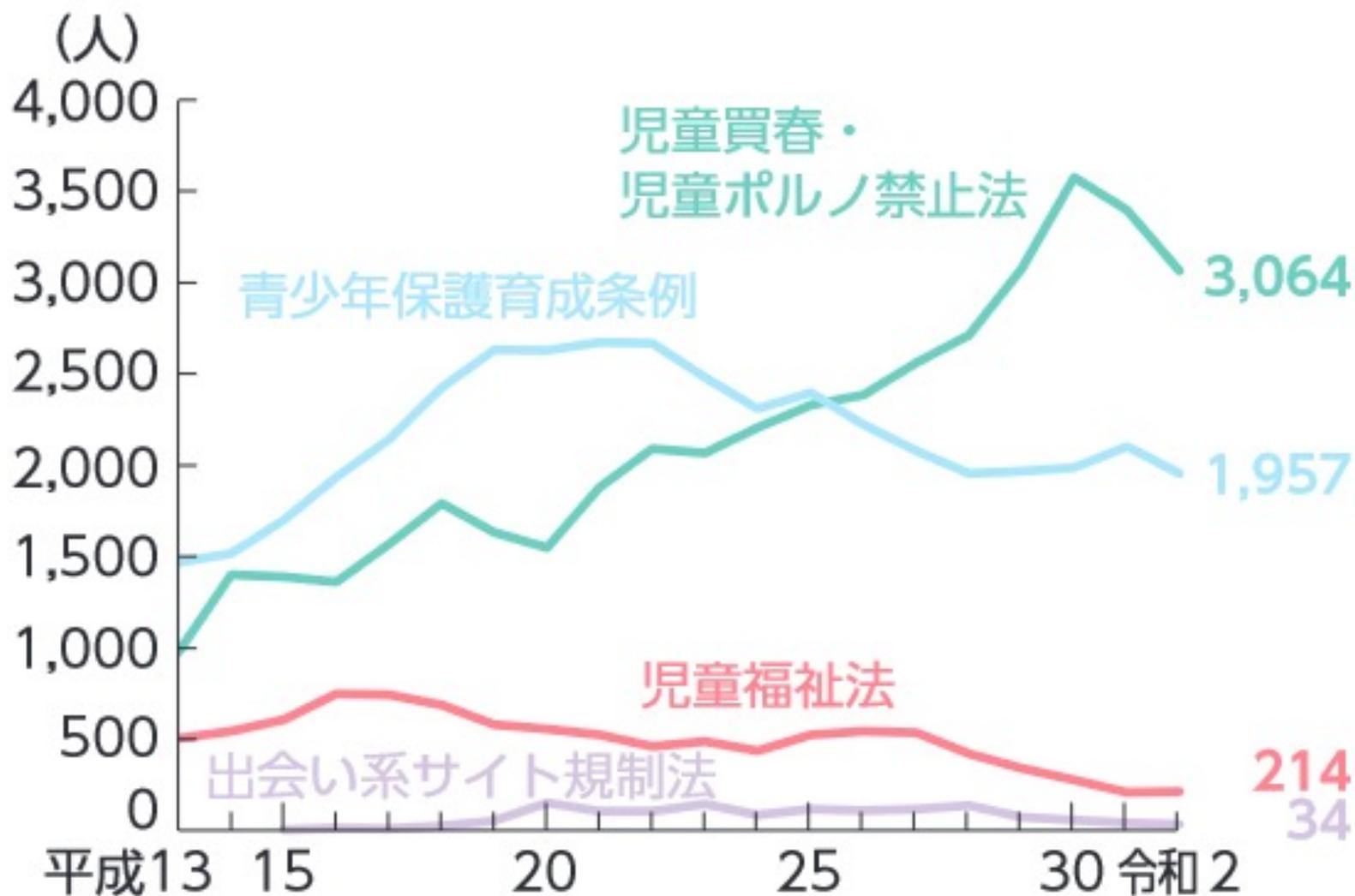
# 20歳未満の者が主たる被害者となる刑法犯の認知件数：年齢別割合



出典：内閣府「令和3年版 子供・若者白書」  
<https://www8.cao.go.jp/youth/whitepaper/r03honpen/index.html>

# 主な特別法犯：検察庁新規受理人員の推移

## ④ 児童買春・児童ポルノ禁止法等



出典：法務省「令和3年版犯罪白書」  
[https://www.moj.go.jp/housouken/housouken03\\_00049.html](https://www.moj.go.jp/housouken/housouken03_00049.html)

# 各国における性暴力の発生件数・発生率の推移

1-3-1-4表

各国における性暴力の発生件数・発生率の推移

(2014年～2018年)

① 日本

年次	発生件数	発生率
2014年	8,650	6.7
2015	7,922	6.2
2016	7,177	5.6
2017	6,918	5.4
2018	6,647	5.2

② フランス

年次	発生件数	発生率
2014年	30,959	48.2
2015	33,283	51.6
2016	37,480	58.0
2017	41,587	64.1
2018	...	...

③ ドイツ

年次	発生件数	発生率
2014年	34,959	42.9
2015	34,265	41.9
2016	37,166	45.2
2017	34,815	42.1
2018	...	...

④ 英国

年次	発生件数	発生率
2014年	89,923	137.4
2015	118,760	180.3
2016	135,445	204.3
2017	166,104	248.9
2018	...	...

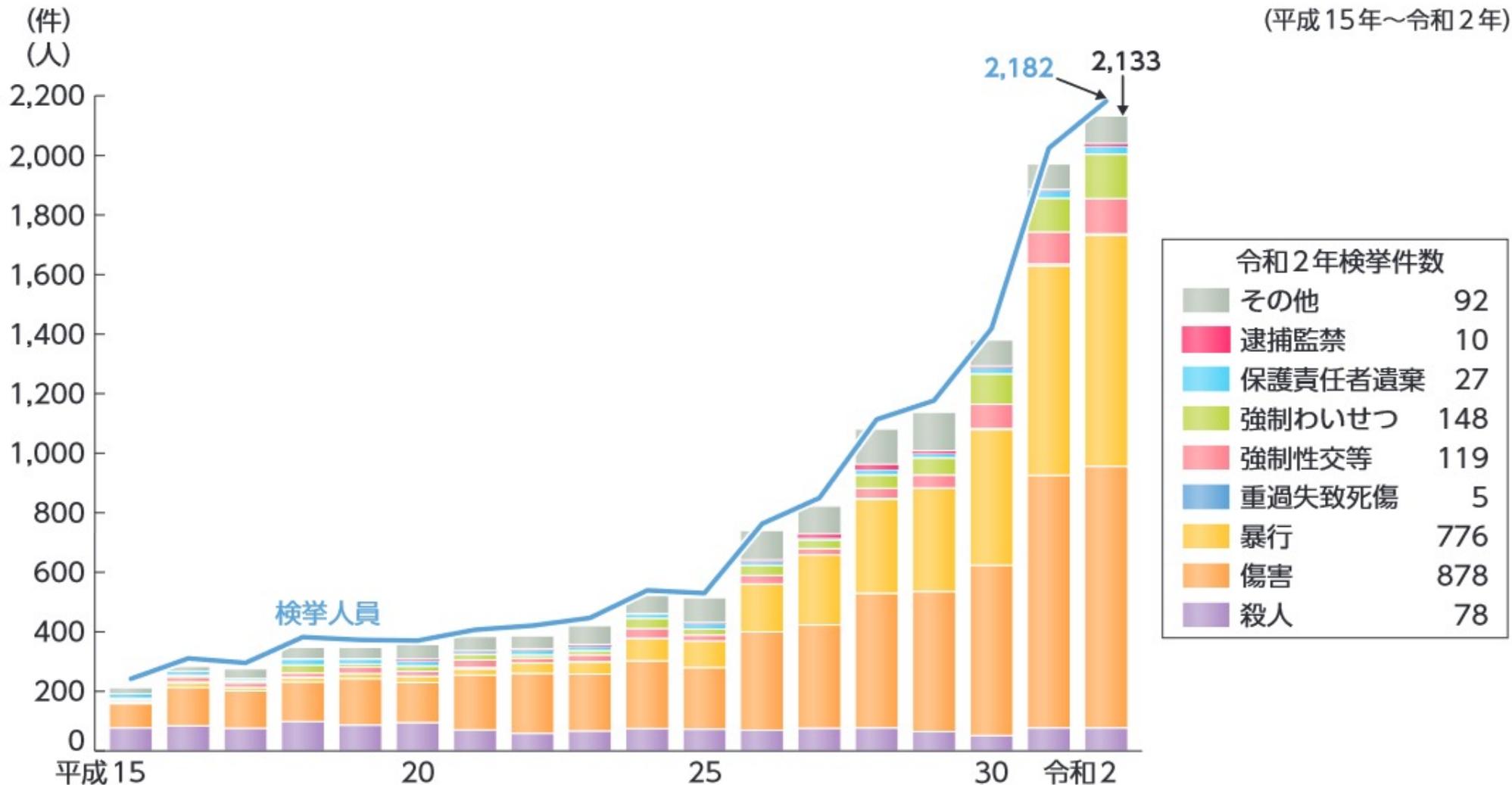
⑤ 米国

年次	発生件数	発生率
2014年	...	...
2015	...	...
2016	...	...
2017	...	...
2018	...	...

# 児童虐待に係る事件：検挙件数・検挙人員の推移（罪名別）

4-6-1-1 図

児童虐待に係る事件 検挙件数・検挙人員の推移（罪名別）



出典：法務省「令和3年版犯罪白書」  
[https://www.moj.go.jp/housouken/housouken03\\_00049.html](https://www.moj.go.jp/housouken/housouken03_00049.html)

# 児童虐待に係る事件：検挙人員（被害者と加害者の関係・罪名別）

4-6-1-2表

児童虐待に係る事件 検挙人員（被害者と加害者の関係別，罪名別）

(令和2年)

加害者	総数	殺人	傷害	傷害致死	暴行	逮捕監禁	強制性交等	強制わいせつ	児童福祉法	保護責任者遺棄	重過失致死傷	その他
総数	2,182	81	907	11	781	11	123	150	7	32	5	85
父親等	1,558	22	621	6	569	6	119	146	5	12	3	55
実父	995	17	386	2	437	2	47	58	3	9	3	33
養父・継父	300	1	125	1	63	1	53	46	1	1	—	9
母親の内縁の夫	210	4	98	1	51	3	15	28	—	2	—	9
その他(男性)	53	—	12	2	18	—	4	14	1	—	—	4
母親等	624	59	286	5	212	5	4	4	2	20	2	30
実母	588	59	266	3	201	4	3	3	2	20	2	28
養母・継母	14	—	10	—	3	1	—	—	—	—	—	—
父親の内縁の妻	5	—	3	—	—	—	1	1	—	—	—	—
その他(女性)	17	—	7	2	8	—	—	—	—	—	—	2

出典：法務省「令和3年版犯罪白書」

[https://www.moj.go.jp/housouken/housouken03\\_00049.html](https://www.moj.go.jp/housouken/housouken03_00049.html)

# 性別による無意識の思い込み

# アンコンシャス・バイアス：性別役割に対する考え

## 令和3年度 性別による無意識の思い込み (アンコンシャス・バイアス) に関する調査結果 (概要)



### 対象・項目設計

- 【対象】全国男女20-60代 10,330人(男性5,069人 女性5,165人 その他96人)
- 【項目設計】本調査の設計にあたり事前調査を実施した。性別に基づく役割や思い込みを決めつけられた経験などの具体事例を自由回答で聴取し、整理・分類のうえ、本調査の測定項目とした。

### 1 性別役割意識(全体)

- 性別役割について、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」「どちらかといえばそう思わない」「そう思わない」の4段階で聞いたところ、男女共に上位2項目は「そう思う」「どちらかといえばそう思う」の合計が5割前後の高い割合となった。
- 男女差が大きく開いたのは「男性は～べきだ」という項目であるが、その他の項目についても全体的に男性が高い割合となった。

男性 上位10項目	回答者数：5069	(%)	女性 上位10項目	回答者数：5165	(%)
1 女性には女性らしい感性があるものだ		51.6	1 女性には女性らしい感性があるものだ		47.7
2 男性は仕事をして家計を支えるべきだ		50.3	2 男性は仕事をして家計を支えるべきだ		47.1
3 デートや食事のお金は男性が負担すべきだ		37.3	3 女性は感情的になりやすい		36.6
4 女性は感情的になりやすい		35.6	4 育児期間中の女性は重要な仕事を担当すべきでない		30.7
5 育児期間中の女性は重要な仕事を担当すべきでない		31.8	5 共働きでも男性は家庭よりも仕事を優先するべきだ		23.8
6 男性は人前で泣くべきではない		31.0	6 共働きで子どもの具合が悪くなった時、母親が看病するべきだ		23.2
7 男性は結婚して家庭をもって一人前だ		30.3	7 家事・育児は女性がするべきだ		22.9
8 共働きでも男性は家庭よりも仕事を優先するべきだ		29.8	8 組織のリーダーは男性の方が向いている		22.4
9 家事・育児は女性がするべきだ		29.5	8 大きな商談や大事な交渉事は男性がやる方がいい		22.4
10 家を継ぐのは男性であるべきだ		26.0	10 デートや食事のお金は男性が負担すべきだ		22.1

異性に対する思い込みだけでなく、男性・女性自身も無意識のうちに自身で(異性より)強く思い込んでいることもある。

# アンコンシャス・バイアス：性別役割意識（シーン別、性・年代別）

## 令和3年度 性別による無意識の思い込み （アンコンシャス・バイアス）に関する調査結果（概要）



出典：内閣府「令和3年度 性別による無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）に関する調査研究」  
https://www.gender.go.jp/research/kenkyu/seibetsu\_103.html

### 2 性別役割意識（シーン別）

- 家庭・コミュニティシーンでは、男性の方が仕事と家事の分担に関して、性別役割意識が強い。
- 職場シーンでは、男女とも1位の「育児期間中の女性は重要な仕事を担当すべきではない」との意識が強い。

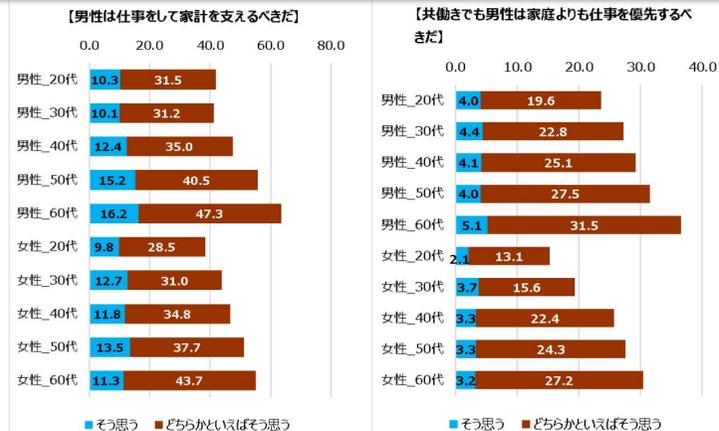
家庭・コミュニティシーンでは、男女とも5位以内に仕事と家事の分担に関する3項目が入るが、男性の方が「そう思う」「どちらかといえばそう思う」の割合が高かった。

性別役割に対する考え<シーン別>			
（「そう思う」+「どちらかといえばそう思う」の合計）			
<b>家庭・コミュニティ</b>			
<b>男性 上位5項目</b>	(%)	<b>女性 上位5項目</b>	(%)
男性は仕事をして家計を支えるべきだ	50.3	男性は仕事をして家計を支えるべきだ	47.1
デートや食事のお金は男性が負担すべきだ	37.3	共働きでも男性は家庭よりも仕事を優先すべきだ	23.8
男性は結婚して家庭をもって一人前だ	30.3	共働きで子どもの具合が悪くなった時、母親が看病するべきだ	23.2
共働きでも男性は家庭よりも仕事を優先するべきだ	29.8	家事・育児は女性がするべきだ	22.9
家事・育児は女性がするべきだ	29.5	デートや食事のお金は男性が負担すべきだ	22.1
<b>職場</b>			
<b>男性 上位5項目</b>	(%)	<b>女性 上位5項目</b>	(%)
育児期間中の女性は重要な仕事を担当すべきでない	31.8	育児期間中の女性は重要な仕事を担当すべきでない	30.7
組織のリーダーは男性の方が向いている	25.7	組織のリーダーは男性の方が向いている	22.4
受付、接客・対応（お茶だしなど）は女性の仕事だ	25.1	大きな商談や大事な交渉事は男性がやる方がいい	22.4
大きな商談や大事な交渉事は男性がやる方がいい	23.5	受付、接客・対応（お茶だしなど）は女性の仕事だ	20.1
職場での上司・同僚へのお茶くみは女性がする方がいい	22.2	職場での上司・同僚へのお茶くみは女性がする方がいい	16.9

### 3 性別役割意識（性・年代別）

#### 家庭・職場

- 男性50-60代で性別役割意識が強い(P8)  
⇒「男性は仕事をして家計を支えるべきだ」は、女性でも年代が高いほど性別役割意識が強い。
- 20-30代の男女間で性別役割意識にギャップがある(P9)  
⇒「共働きでも男性は家庭よりも仕事を優先するべきだ」は、若い世代での意識の差が大きい。



# アンコンシャス・バイアス：決めつけられた経験

## 令和3年度 性別による無意識の思い込み (アンコンシャス・バイアス)に関する調査結果 (概要)



出典：内閣府「令和3年度 性別による無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）に関する調査研究」  
<https://www.gender.go.jp/research/kenkyu/seibetsu/03.html>

### 4 性別に基づく役割や思い込みを決めつけられた経験

#### 直接・間接経験 メディアの影響

- 性別に基づく役割や思い込みを決めつけられた経験は、「直接言われた経験」よりも「言動や態度から感じた経験(間接経験)」の方が多い。(P13、14)
- 男性より女性の方が、性別に基づく役割や思い込みを決めつけられた経験があると回答している割合が高い。(P13、14)
- 50代-60代女性で、性別に基づく役割や思い込みの決めつけを「感じてきた」割合が高い。(P15)
- 性別役割や思い込みについて「直接言ったり、言動や態度から感じさせた」人としては、男性では「父親」「男性の知人・友人」が、女性では「配偶者・パートナー」が多く、職場シーンにおいては、男女とも「男性の職場の上司」が多い。(P17)
- メディアで見たり聞いたりすることが多いのは、「女性は感情的になりやすい」「女性は論理的に考えられない」。(P29)

直接言われたり聞いたりしたことがある		男女両方で上位10位に入っている項目	
男性 上位10項目	(%)	女性 上位10項目	(%)
1 男性は結婚して家庭をもって一人前だ	14.2	1 女性は感情的になりやすい	19.9
2 男性は仕事をして家計を支えるべきだ	13.6	2 女性には女性らしい感性があるものだ	17.2
3 デートや食事のお金は男性が負担すべきだ	13.1	3 家事・育児は女性がするべきだ	16.9
4 男性は人前で泣くべきではない	12.5	4 男性は仕事をして家計を支えるべきだ	16.3
5 女性には女性らしい感性があるものだ	11.5	5 受付、接客・応対(お茶だしなど)は女性の仕事だ	15.7
6 女性は感情的になりやすい	11.3	6 家を継ぐのは男性であるべきだ	15.4
7 家を継ぐのは男性であるべきだ	11.1	7 男性は結婚して家庭をもって一人前だ	15.1
8 家事・育児は女性がするべきだ	9.4	7 職場での上司・同僚へのお茶くみは女性がする方が良い	15.1
9 男性なら残業や休日出勤をするのは当たり前だ	8.8	9 親戚や地域の会合で食事の準備や配膳をするのは女性の役割だ	14.9
10 共働きでも男性は家庭よりも仕事を優先するべきだ	8.7	10 女性は論理的に考えられない	14.0

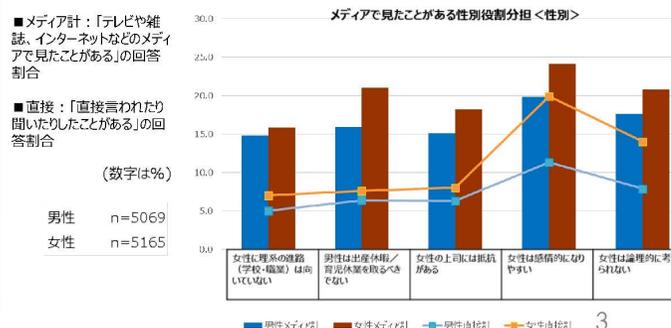
  

直接ではないが言動や態度からそのように感じたことがある		男女両方で上位10位に入っている項目	
男性 上位10項目	(%)	女性 上位10項目	(%)
1 家事・育児は女性がするべきだ	22.5	1 家事・育児は女性がするべきだ	31.8
2 男性は仕事をして家計を支えるべきだ	21.3	2 受付、接客・応対(お茶だしなど)は女性の仕事だ	26.7
3 デートや食事のお金は男性が負担すべきだ	20.5	3 男性は仕事をして家計を支えるべきだ	26.2
4 男性は結婚して家庭をもって一人前だ	20.2	4 親戚や地域の会合で食事の準備や配膳をするのは女性の役割だ	26.0
5 受付、接客・応対(お茶だしなど)は女性の仕事だ	19.6	5 共働きで子どもの具合が悪くはった時、母親が看病するべきだ	25.8
6 女性は感情的になりやすい	19.5	6 職場での上司・同僚へのお茶くみは女性がする方が良い	25.3
7 女性には女性らしい感性があるものだ	19.4	7 女性は感情的になりやすい	24.3
8 家を継ぐのは男性であるべきだ	18.7	8 家を継ぐのは男性であるべきだ	23.9
9 共働きでも男性は家庭よりも仕事を優先するべきだ	18.6	9 実の親、義理の親に関わらず、親の介護は女性がするべきだ	23.8
9 親戚や地域の会合で食事の準備や配膳をするのは女性の役割だ	18.6	10 デートや食事のお金は男性が負担すべきだ	23.6

性別役割を言ったり、言動を感じさせた人		
男性		36項目中
父親	1位に上げられた項目数	27項目
男性の知人・友人	2位に上げられた項目数	25項目
男性の職場の上司	3位に上げられた項目数	14項目
母親	3位に上げられた項目数	10項目

女性		
		36項目中
男性の職場の上司	1位に上げられた項目数	13項目
配偶者・パートナー	1位に上げられた項目数	10項目
	2位に上げられた項目数	14項目
父親	1位に上げられた項目数	7項目



# 児童ポルノ禁止法

# 児童ポルノ禁止法

## 附則 第二条

政府は、漫画、アニメーション、コンピュータを利用して作成された映像、外見上児童の姿態であると認められる児童以外の者の姿態を描写した写真等であつて児童ポルノに類するものと児童の権利を侵害する行為との関連性に関する調査研究を推進するとともに、インターネットを利用した児童ポルノに係る情報の閲覧等を制限するための措置に関する技術の開発の促進について十分な配慮をするものとする。

2 児童ポルノに類する漫画等の規制及びインターネットによる閲覧の制限については、この法律の施行後三年を目途として、前項に規定する調査研究及び技術の開発の状況等を勘案しつつ検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

## CG 児童ポルノ 事件

少女の裸の写真を素材にしてCGを描き、ネットで販売したとして児童ポルノ法違反で起訴された事件

# 児童ポルノ禁止法 附則2条

## 附則 (検討)

第二条 政府は、漫画、アニメーション、コンピュータを利用して作成された映像、外見上児童の姿態であると認められる児童以外の者の姿態を描写した写真等であって児童ポルノに類するもの（次項において「児童ポルノに類する漫画等」という。）と児童の権利を侵害する行為との関連性に関する調査研究を推進するとともに、インターネットを利用した児童ポルノに係る情報の閲覧等を制限するための措置（次項において「インターネットによる閲覧の制限」という。）に関する技術の開発の促進について十分な配慮をするものとする。

2 児童ポルノに類する漫画等の規制及びインターネットによる閲覧の制限については、この法律の施行後三年を目途として、前項に規定する調査研究及び技術の開発の状況等を勘案しつつ検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする

# 2014年4月24日：児童ポルノ禁止法の再修正案附則の二条の削除成功

第五 その他

一 施行期日等

1 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行するものとする。 (附則第一条第一項関係)

2 第二の二の1 (自己の性的好奇心を満たす目的での児童ポルノ所持等についての罰則) は、この法律の施行の日から一年間は、適用しないものとする。 (附則第一条第二項関係)

二 検討

1 政府は、児童ポルノに類する漫画等 (漫画、アニメ、CG、擬似児童ポルノ等をいう。) と児童の権利を侵害する行為との関連性に関する調査研究を推進するとともに、インターネットによる児童ポルノに係る情報の閲覧の制限に関する技術の開発の促進について十分な配慮をするものとする。 (附則第二条第一項関係)

2 児童ポルノに類する漫画等の規制及びインターネットによる児童ポルノに係る情報の閲覧の制限については、この法律の施行後三年を目途として、1の調査研究及び技術の開発の状況等を勘案しつつ

三

アニメの附則二条については  
削除



第五 その他

一 施行期日等

1 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行するものとする。 (附則第一条第一項関係)

2 第二の二の1 (自己の性的好奇心を満たす目的での児童ポルノ所持等についての罰則) は、この法律の施行の日から一年間は、適用しないものとする。 (附則第一条第二項関係)

二 検討

1 政府は、インターネットによる児童ポルノに係る情報の閲覧の制限に関する技術の開発の促進について十分な配慮をするものとする。 (附則第二条第一項関係)

2 インターネットによる児童ポルノに係る情報の閲覧の制限については、この法律の施行後三年を目途として、1の技術の開発の状況等を勘案しつつ検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。 (附則第二条第二項関係)

三 その他

三

# 2014年：児童ポルノ法改正時に提出した修正要望

## 児童ポルノ禁止法改正案に修正要望（案）

2014/4/24  
参議院議員 山田太郎

先般、ご提案の児童ポルノ禁止法改正案に対して下記の通り修正を要望致します。

### 記

#### 1. 児童ポルノという名称の変更

- ・ 本法の目的は児童に対する性的搾取および虐待を防止、児童の権利を擁護（記録物の拡散防止等）することとある
- ・ その趣旨を明確にするために、名称を「児童ポルノ」ではなく「**子どもの性的虐待の記録**」等に変更する
  - これにより、実被害のある精子を顔にかけられた少女の画像にもこの法律が適用され、逆に被害者の存在しないマンガやアニメの登場人物に対する規制はされなくなる
  - また、「児童ポルノ」は解釈が生まれる余地があるが、「性的な虐待の記録」であればその解釈の余地は生まれにくい

#### 2. 所持に対する事前廃棄命令（行政命令）の導入

- ・ 現行修正案では、冤罪の余地が生まれやすい。また、自主規制による萎縮効果も生まれる
  - 京都府・栃木県等で実際に導入されている行政による事前の廃棄命令を導入すべき
  - これにより意図しない所持に対する冤罪や、あいまいな部分に対する萎縮効果を防ぐことができる

#### 3. 「子どもの性虐待の記録」（上記1によらない場合は「児童ポルノ」）の定義明確化

- ・ 3号ポルノで「衣服の一部をつけない姿態」かつ「性欲を興奮/刺激させるもの」という曖昧な定義ではなく、恣意的な運用がしづらい
  - 1.とも関連するが、児童ポルノの定義は難しいが、子どもの性虐待の記録とすれば、その定義は可能となる
  - 少なくとも児童ポルノの名称が変更とならなくてもいわゆる3号ポルノについて「**殊更に児童の性的な部位（性器等もしくはその周辺部、臀部又は胸部をいう。）が露出され、又は強調されているもの**」等を条件として追記すべき

#### 4. その他

- ・ 質疑を通じて本法のあいまいな部分を法案提出者として明確にしてほしい
- ・ 所持規制の要件に「自己の意思に基づくことが明らかに認められる」ことを追加、曖昧なままの定義の3号ポルノを要件からの除外をしてほしい

以上

児童ポルノ禁止法改正案に対する意見\_v0.3.docx  
2014/5/1 16:22

## 1. 児童ポルノという名称の変更

- ・ 本法の目的は児童に対する性的搾取および虐待を防止、児童の権利を擁護（記録物の拡散防止等）することとある
- ・ その趣旨を明確にするために、名称を「児童ポルノ」ではなく「**子どもの性的虐待の記録**」等に変更する
  - これにより、実被害のある精子を顔にかけられた少女の画像にもこの法律が適用され、逆に被害者の存在しないマンガやアニメの登場人物に対する規制はされなくなる
  - また、「児童ポルノ」は解釈が生まれる余地があるが、「性的な虐待の記録」であればその解釈の余地は生まれにくい

# 児童ポルノとは？【3号ポルノの定義】

この法律において「児童ポルノ」とは、写真、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）に係る記録媒体その他の物であって、次の各号のいずれかに掲げる児童の姿態を視覚により認識することができる方法により描写したものをいう。

- 一． 児童を相手方とする又は児童による性交又は性交類似行為に係る児童の姿態
- 二． 他人が児童の性器等を触る行為又は児童が他人の性器等を触る行為に係る児童の姿態であって性欲を興奮させ又は刺激するもの
- 三． **衣服の全部又は一部を着けない児童の姿態であって、殊更に児童の性的な部位（性器等若しくはその周辺部、臀部又は胸部をいう。）が露出され又は強調されているものであり、かつ、性欲を興奮させ又は刺激するもの**

児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律  
第二条三項

## 児童ポルノに該当するもの/しないもの

### ■ 本法律の児童ポルノに該当しないもの

- ・ 性的虐待が実際に行われているが、顔のみを写した動画
- ・ 精液を顔にかけられた、服を着ている（裸ではない）写真
- ・ 服を着ている状態で動物の性器に無理矢理触れさせられている写真
- ・ 服の上からロープで縛りムチを使って打たれているSM写真（性器等の強調なし）
- ・ 性的虐待中の音声

### ■ 注意すべきもの

- ・ 3号ポルノに該当するビデオにモザイクをかけたもの

### ■ 児童ポルノに該当する可能性のあるもの

- ・ コスプレ会場で18才未満のコスプレイヤーを撮ったきわどい写真
- ・ 被写体は特定出来ないが18才未満に見える写真
- ・ facebook等で収集した子どもの水浴び写真（親は純粹に成長記録としてあげている）